

たんしゆくばん

短縮版



おとな

大人へのステップ

Work

しめい
氏名:

うとひ
受け取った日:

Book



Step
0

はじめに

これから「大人へのステップ」が始まります。

このワークブックは、18歳以上の人たちを想定したのですが、17歳以下の人も参加できます。その場合は、18歳になったつもりで、将来を見据えながら、一緒に勉強していきましょう。

皆さんは、社会で非行をした結果、ここ「少年院」にいます。

「少年」院にいる一方で、社会では成年、つまり「大人」として扱われる年齢ですから、社会では「大人」としての行動が求められることとなります。

でも、「あなたはもう、大人ですから」なんて言われて、「大人だったら、わかりますよね」とか「大人なんだから、もう少し考えてください」と言われても、困っていませんか。

「誰が勝手に大人なんて決めたんだ」、「いくつになっても私は私」そんな声が聞こえてきそうです。

でも、誰でもいずれは「大人」になります。いつまでも「子ども」ではられません。

それでは、「大人」って、何なのでしょう。

「子ども」と「大人」の違いって？

このワークブックには、皆さんが「大人」として生きていくためのヒントがたくさん詰め込まれています。

ここで最初にひとつだけ。

「大人」だからって、皆同じ、というわけではありません。

人は十人十色。「子ども」か「大人」かで、ひとくくりにできるようなものはありません。

ひとり ひとりの個性があって、ひとりひとりの人生があります。

「大人」になるからといって、あなたがあなたでなくなるというわけでは、もちろんありません。

あなたはあなたらしく、社会の中で生き生きと輝いて、あなたらしい「大人」になって欲しいです。


このワークブックを終えた時、あなたがそんな「大人」に一歩近づいていられるように。

このワークブックが「大人へのステップ」になるように。

このワークブックには、そんな思いが込められています。

それでは、始めていきましょう。

§ 「大人へのステップ」を進めるに当たって

 **Work** あなたは、社会では「大人」として見られる年齢です。

これから「大人」として生きていく上で、楽しみなことや期待していることはありますか。また、不安なことや心配なことはありますか。

楽しみなことや期待していること

不安なことや心配していること



ワークブックの使い方

- このワークブックは、何人かで集まり授業形式で進めていくことも、個人で学習を進めていくことも、どちらもできるように作られています。ただし、どちらの場合であっても、必ず先生と相談しながら進めるようにしてください。
- ワークブックの中には、そのテーマごとに、必ず学んで欲しいところと、余裕がある時に読むことで、さらに理解が深まったり、参考になったりするところ（「コラム」といいます。）があります。それぞれの進め方については、先生と相談して決めてください。
- ワークブックでは、法律に関する専門的な内容も出てきますが、皆さんが理解しやすいように、なるべくわかりやすい表現で説明をしています。そのような箇所には、**深掘り**のマークがついているので、もう少し詳しく学びたいという人は、巻末の参考資料を見てください。
- ワークブックの中には「宿題」のある単元があります。主に次の単元の準備に必要なものですので、忘れずに取り組むようにしてください。
- ワークブックの内容は、全部で6のテーマに分かれています。それぞれのテーマは以下のとおりです。

I 法教育

- 大人になる①
- 非行・犯罪について
- ルールについて
- 契約について
- 契約トラブルについて

II まとめ

- 大人になる②

もくじ

I <small>ほうきょういく</small> 法教育	
1 <small>おとな</small> 大人になる①	5
2 <small>ひこう はんざい</small> 非行・犯罪について	15
3 ルールについて	25
4 <small>けいやく</small> 契約について	35
5 <small>けいやく</small> 契約トラブルについて	49
II まとめ	
6 <small>おとな</small> 大人になる②	61
<small>かんまつふろく さんこうしりょう</small> 巻末付録 参考資料	71



Step 1

おとな 大人になる①

今回は、「子ども」から「大人」になるとは、社会から見てどのような変化があるということなのか。「大人」になると、何ができるようになって、何が期待されるのか、何ができなくなるのか、具体的に考えていきます。

「大人」への第一歩として、いったい何がどう変わるのか、しっかりとポイントを考えていきましょう。

この単元のポイント


- 18歳以上が民法上の成年であることを理解する。
- 成年になったらできるようになることを理解する。
- 成年になったらできなくなることを理解する。

おとな なに 1 「大人」って何？

Work 普段、「大人」と「子ども」という言葉を何気なく使っていますが、「大人になる」と聞いて、あなたはどのようなイメージを抱きますか。

「大人になる」とは

おとな 2 大人になったらできること

 **Work** おとな にな おも じぶん かんが
大人になったら何ができるようになると思いますか。まずは自分で考
えてみましょう。

おとな
大人になったらできること
れい じどうしゃうんてんめんきょ と
【例】自動車運転免許が取れる



まず、民法上の「みんぽうじょう 大人」と「ちがみ 子ども」の違いについて見ていきましょう。

民法という法律では、まん 満18歳でせいねん 成年となることが定められています。

つまり、日本では、民法上、18歳の誕生日を迎えると、成年（「大人」）になると決まっています。

18歳になると、例えば、次のようなことができるようになります。

§ 携帯電話を購入することができる

18歳になると、自分の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、住民票等）があれば、自分の名義で携帯電話の利用契約をすることができます。

未成年者（子ども）の場合は、保護者の同意が必要です。そのため、未成年者が一人で契約をする時には、本人確認書類のほか、保護者の同意書と保護者自身の本人確認書類も必要になります。

§ アパート等を借りられる

18歳になると、アパート等の賃貸借契約（家を借りるためにお金を払うことと、契約が終わった時に家を返すことを約束することで成立する契約）をすることができます。ただし、契約をする時には、入居審査（ルールを守れる人か、家賃の支払能力はあるか等についての審査）に通る必要があるほか、連帯保証人が必要となる場合もあります。

未成年者の場合は保護者の同意が必要となり、携帯電話の場合と同様、保護者の同意書等が必要となります。

§ クレジットカードを作ることができる

18歳になると、クレジットカードを作ることができます。ただし、本人の勤務状況（勤務先や勤続年数等）や支払能力（借金やローンの状況）について審査を受ける必要があります（審査を通らなければカードを作ることができま

せん。)

§ ローンを組んで自動車等を購入することができる

18歳になると、アパート等の賃貸借契約と同様、保護者の同意なくローン契約をすることができます（ただし、クレジットカードの場合と同様に、ローンの会社の審査を通らなければローンを組むことはできません。）。

§ 結婚することができる

18歳になると、男女ともに自分たちの意思があれば結婚できます。

§ 選挙に行って、投票することができる

18歳になると、国にとって重要なこと（憲法改正）を決める国民投票権と、衆議院議員・参議院議員の選挙、知事・都道府県議会議員の選挙、市区町村の長・市区町村議会議員の選挙の選挙権が得られます（ただし、拘禁刑以上の刑に処されその執行を終わるまでの者や公職選挙法等に反する罪により選挙権が停止されている者等、18歳以上であっても選挙権を失う場合があります。）。

なお、皆さんは少年院にいますが、刑に処せられているわけではないので、在院期間中も投票することができます。



さい
18歳になったらできること

- 保護者の同意がなくても契約することができる。
ほごしゃ どうい けいやく
- (例：携帯電話を持つ、クレジットカードを作る、ローンを組む等)
れい けいたいでんわ も つく く どう
- 結婚することができる。
けっこん
- 選挙に行き、投票することができる (選挙権を持つ)。
せんきょ い どうひょう せんきょけん も
- 公認会計士や司法書士等の国家資格に基づく職業に就くことができる。
こうにんかいけいし しほうしょしとう こっかしかく もと しょくぎょう つ
- 10年間有効のパスポートを取得できる。
ねんかんゆうこう しゅとく
- 普通自動車運転免許を取得できる。
ふつうじどうしゃうんてんめんきょ しゅとく
- 深夜の時間帯 (午後10時～翌日の午前5時) も働くことができる。
しんや じかんたい ごご じ よくじつ ごぜん じ はたら
- × 飲酒・喫煙はできない。(お酒とたばこは20歳から)
いんしゅ きつえん さけ さい
- × 公営ギャンブル (競馬・競輪・ボートレース等) はできない。
こうえい けいば けいりん どう

おとな
3 大人になったらできなくなること



Work それでは、^{ぎやく}逆に、^{おとな}大人になったら、できなくなることはありますか。

^{じぶん}まずは自分で ^{かんが}考えてみましょう。

おとな

大人になったらできなくなること

^{れい}【例】 ^{しごと}仕事を ^{たの}せずに楽しいことだけする。

それではまた、民法について見てみましょう。18歳になったら、自分にとって不利な内容や不本意な内容の契約を不注意でしてしまったとしても、取り消すことはできなくなります。



未成年者の契約

未成年者の場合、保護者の同意を得ずに契約を結んだ時、例えば、その契約内容が本人にとって不利なものであった時には、保護者・本人のそれぞれが、その契約を取り消すことができます。取り消された契約は初めから無効だった（契約自体がなかった）ものとして扱われます。

深堀り → p.71

未成年者は、社会経験が少ないため、軽い気持ちで自分では支払いのできないような高額な契約や、自分にとって損になるような契約をしてしまう危険が大きいと考えられます。また、逆に、契約の相手方としても、未成年者を信用して契約したところで、実際には支払能力がなかったり、約束どおりにしても

おも そんしつ う かんが
らえなかったりして、思わぬ損失を受けてしまうことも考えられます。

ふせ 、みせいねんしゃ けいやく とき ほごしゃ どうい ひつよう
こうしたことを防ぐため、未成年者が契約をする時には保護者の同意が必要と

いうルールになっているのです。

おとな ほうりつじょう ほご う
大人になると、こうした法律上の保護を受けることがなくなります。



Work おとな こんご き つ ひつよう おも
あなたは大人として、今後どのようなことに気を付ける必要があると思
いますか。

おとな き つ
大人として気を付けること

れい けいやく とき しんちょう
【例】契約をする時は慎重になる。



4 まとめ

にほん 民法上、満18歳で成年になります。

せいねん 成年になると、けいやく 契約をする時にほごしゃ 保護者のどうい 同意が必要なくなり、また、じぶん 自分たち

いし 意思でじゆう 自由にけっこん 結婚をすることもできるようになります。そのほか、こくみんとうひよう 国民投票（

けんぽう 憲法をかいせい 改正するかいな 否かというじゆうよう 重要なことについて、じぶん 自分のかんが 考えに基づいてとうひよう 投票

すること）やせんきよ 選挙でのとうひよう 投票ができる（せんきよけん 選挙権を持つ）ようになったり、ふつうじどう 普通自動

しゃうんでんめんきよ 車運転免許を取得する（しゆとく 取得）ことができるようになったりもします。

いっぽう 一方、せいねん 成年になると、けいやく 契約におけるほりつじよう 法律上のほご 保護（そんがい 損害をうけないようにまも

れること）をうけることができなくなります。

じぶん 自分のかんが 考えでじゆう 自由にけいやく 契約ができるということは、はんめん 反面、じぶん 自分でせきにん 責任をとら

なければいけないということでもあります。

こんかい 今回のまとめとして、「おとな 大人になる」ということは、「こ 子どもではなくな

る」、つまり、じゆう 自由にできることがふ 増える一方で、いっぽう 一方、じぶん 自分のしたことに対するたい 責任

もおお 大きくなるということをおほ 覚えておきましょう。

たんげん 主な
この単元で学んだこと



しづさわえいいち のこ ことば
 渋沢栄一さんが遺した言葉

しづさわえいいち ぼくまつ じだい わた おお きんだいぶんか しそう
 渋沢栄一さんは、幕末の時代、ヨーロッパに渡って多くの近代文化や思想
 ぶ きこくご めいじ しょうわしよき いた おお かいしゃ しゃかいじぎょう たずさ
 に触れ、帰国後、明治から昭和初期に至るまで、多くの会社や社会事業に携
 にほんしほんしゅぎ ちち い じんぶつ れいわ ねん ほうえい
 わった、日本資本主義の父と言われる人物です。令和3年に放映されたNHK
 たいが せいてん つ しゅじんこう れいわ ねん がつ はっこう
 大河ドラマ「青天を衝け」の主人公として、あるいは、令和6年7月に発行さ
 まんえんざつ かお し ひと おお しづさわ
 れた1万円札の顔として知った人も多いかもしれません。渋沢さんは、この
 ゆうめい ことば のこ
 ような有名な言葉を遺しています。

ひと すべ じしゅどくりつ
 人は全て自主独立すべきものである

じりつ せいしん ひと おも
 自立の精神は人への思いやりとともに

じんせい こんほん な
 人生の根本を成すものである

しづさわえいいち
 渋沢栄一

しづさわ ことば
 渋沢さんのこの言葉は…

だれ せきにん お っ だれ たよ
 誰かに責任を押し付けたり、誰かに頼りきってし
 まったりするのではなく、きちんと自分の考えを持っ
 じぶんじしん けつだん じぶん かんが
 て、自分自身で決断していくということが大切で
 しせい いみ やさ
 す。そういう姿勢がないと本当の意味での優しさ、
 ひと おも
 人への思いやりというものは持つことができないでし
 う。

せいしん たしや おも
 そして、この精神と、他者への思いや
 ひと じんせい きそ
 りこそが、人の人生の基礎になっている
 のです。



Step 2

ひこう はんざい
非行・犯罪について

たんげん おとな かんが おとな じぶん たい
 単元1では、「大人になる」ことについて考え、大人は、自分のしたことに対
 する責任が、子どもに比べて大きくなることを学びました。

ひこう はんざい とき ちが こんかい
 それでは、非行・犯罪をした時の違いはどうなるのでしょうか。今回は、
 ひこう はんざい ばあい おとな こ とりあつか ちが ひがいしゃ たい せき
 非行・犯罪をした場合の大人と子どもの取扱いの違いや、被害者に対する責任に
 ついて学習していきましょう。

たんげん
この単元のポイント

- しょうねんほごじけん けいじじけん なが ちが りかい
少年保護事件と刑事事件の流れや違いについて理解する。
- そんがいばいしょうせきん りかい
損害賠償責任について理解する。

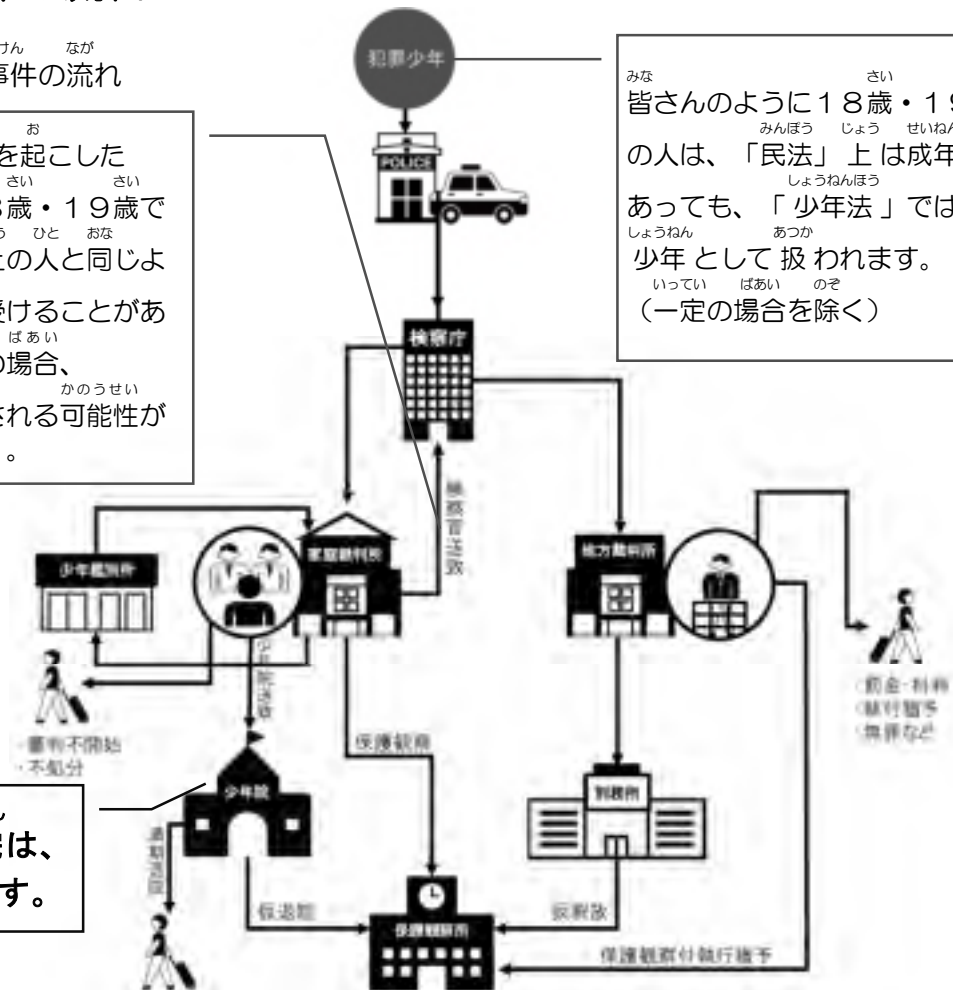
じけん なが
1 事件の流れ

しょうねんほごじけん なが
少年保護事件の流れ

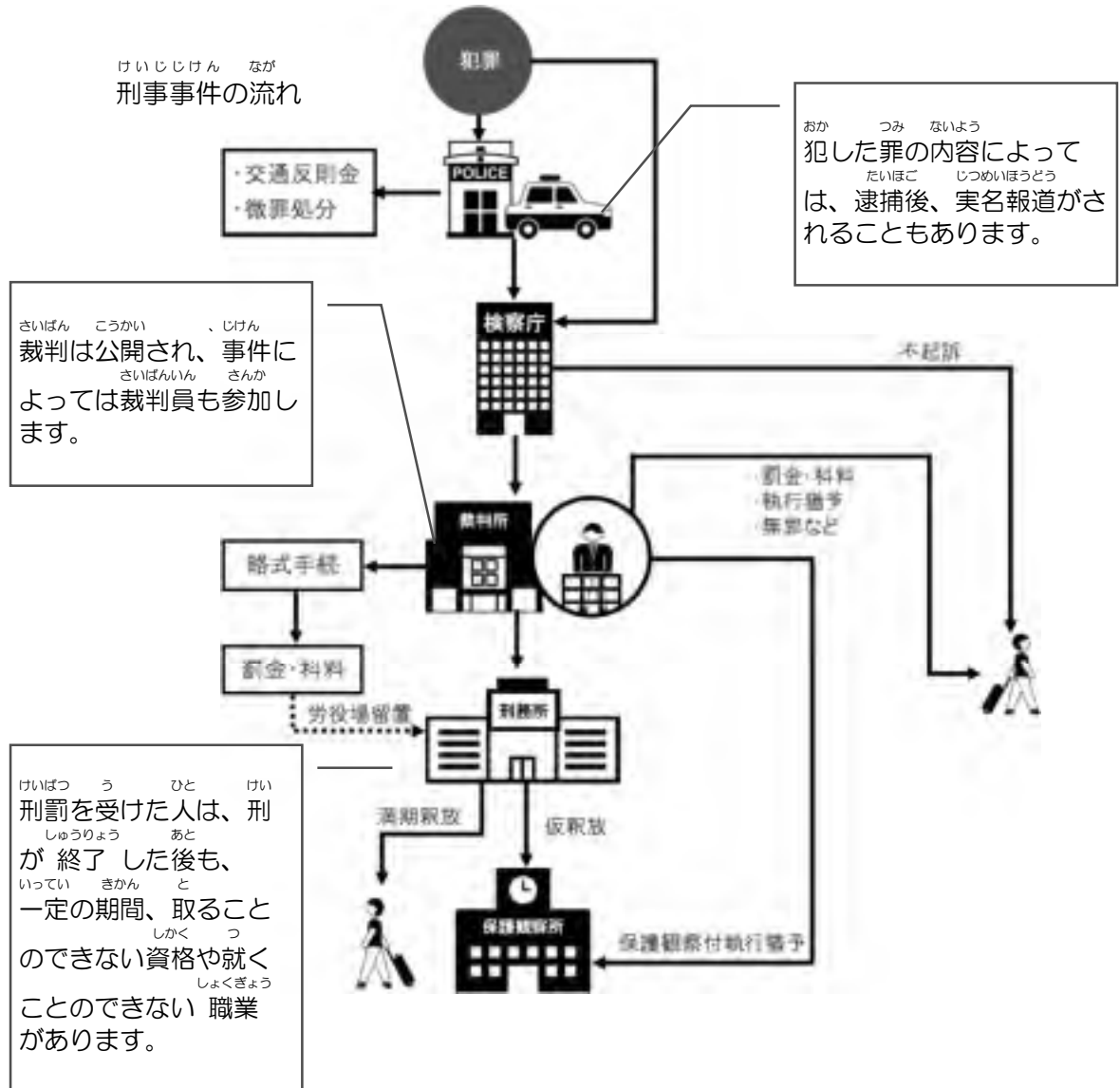
じゅうだい じけん お
 重大な事件を起こした
 ばあいとう さい さい
 場合等は18歳・19歳で
 さいいじょう ひと おな
 も20歳以上の人と同じよ
 うに裁判を受けることがあ
 ります（その場合、
 じつめいほうどう かもうせい
 実名報道もされる可能性が
 あります。）。

みな さい さい
 皆さんのように18歳・19歳
 の人は、「民法」上は成年で
 しょうねんほう
 あっても、「少年法」では
 しょうねん あつか
 少年として扱われます。
 いったい ばあい のぞ
 （一定の場合を除く）

しょうねんいん
少年院は、
ここです。



少年（20歳未満）の場合、家庭裁判所による審判が行われ、非行事実が認定された時の処分を保護処分といいます。保護処分には、保護観察、少年院送致等があります。



20歳以上の場合、地方裁判所等による公開の裁判が行われ、犯罪の事実が認定された時は刑罰が科せられます。刑罰には、罰金、拘禁刑、死刑等があります。

※ 令和7年6月より前の犯罪は、拘禁刑ではなく懲役又は禁錮に処せられることがあります。



さいばんいん なに
裁判員って何？

さいばんいんせいど こくみん さいばんいん けいじさいばん さんか ひこくにん ゆうざい
 裁判員制度とは、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪か
 むざい ゆうざい ばあい けい さいばんかん いっしょ き せいで
 無罪か、有罪の場合はどのような刑にするのかを裁判官と一緒に決める制度
 さいばんいんさいばん たいしょうじけん いったい じゅうだい ほんざい たと さつじん
 です。裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、例えば殺人、
 ごうとうちしょう しょうがいちしとう つみ あ まいとし かんないしちょうせん せんきょ
 強盗致傷、傷害致死等の罪が挙げられます。毎年、管内市町村の選挙
 かんりいいんかい せんきょけん さいいじょう じゅうみん えら さくせい めいほ
 管理委員会が選挙権のある18歳以上の住民からくじで選んで作成した名簿
 もと かくちほうさいばんしよ さいばんいんこうほしゃめいほ さくせい じっさい
 に基づき、各地方裁判所ごとに裁判員候補者名簿が作成されます。実際の
 さいばんいんさいばん さい さいばんいんこうほしゃめいほ さら せんてい
 裁判員裁判に際しては、裁判員候補者名簿から更にくじで選定され、その
 あと こうほしゃ たい よびだ しつもんどう へ にん せんてい
 後、候補者に対する呼出し、質問等を経て、6人が選定されます。

しょうねんほごじけん けいじじけん
 2 少年保護事件と刑事事件 深掘り → p.72

しょうねんしんぱん けいじさいばん
 (1) 少年審判と刑事裁判

Work しょうねんしんぱん けいじさいばん ちが ひょう
 少年審判と刑事裁判とでは、どのような違いがあるでしょうか。表の
 ひだりがわ こうもく かんが
 左側の項目について、それぞれ考えてみましょう。

	しょうねんしんぱん 少年審判	けいじさいばん 刑事裁判
こうかい ひこうかい 公開か非公開か		
もくてき 目的		
さいばんしよ 裁判所		
かんけいしゃ 関係者		
すす かた 進め方		
しょぶん 処分		

しょうねんほう けいじそしょうほう
(2) 少年法と刑事訴訟法

ひこう はんざい とき しょうねん さいみまん しょうねんほう さいいじょう
 非行・犯罪をした時は、少年（20歳未満）であれば少年法、20歳以上で
 けいほう けいじそしょうほう ほうりつ もと しょぶん き
 あれば刑法と刑事訴訟法という法律に基づいて処分が決められます。



しょうねんほう けいじそしょうほう おお ちが ほうりつ もくてき あらわ
Work 少年法と刑事訴訟法の大きな違いは、それぞれの法律の目的に表されて
 ほうりつ もくてき さだ
 います。それぞれの法律は、どのような目的で定められているでしょうか。

しょうねんほう もくてき
 少年法の目的

けいじそしょうほう もくてき
 刑事訴訟法の目的

そんがいばいしょうせきにん
3 損害賠償責任

深掘り → p 74

ひこう はんざい ばあい ほんごしょぶん けいばつ う おか つみ
 非行・犯罪をした場合、保護処分や刑罰を受けることだけでは、犯した罪を
 つぐな ほんごしょぶん ほんにん かいぜんこうせい おこな しょぶん
 償うことはできません。保護処分は本人の改善更生のために行われる処分です
 けいばつ かいぜんこうせい くわ さだ しゃかい やぶ
 し、刑罰についても、改善更生に加えて、定められた社会のルールを破ったこと
 たい ほんにん りょうほう ひがいしゃ たい せきにん は
 に対する本人へのペナルティですから、両方とも被害者に対する責任を果たし
 たことにはなりません。

じっさい ひがいしゃ たい せきにん は よ
 それでは、実際に被害者に対する責任を果たすには、どうすれば良いのでしょ
 ひがいしゃ たい そんがいばいしょうせきにん み
 うか。ここからは被害者に対する損害賠償責任について見ていきます。



事例 1

こうつうじこ
交通事故

あなたは、昨日、交通事故にあってしまいました。青信号の横断歩道を渡っていたところ、赤信号を無視して直進してきた自動車にはねられてしまったのです。すぐに救急車で病院に運ばれましたが、足の骨が折れてしまい、2か月間の入院と、さらに2か月間のリハビリが必要とのことでした。せっかく仕事が決まって、働き始めたばかりだというのに、足が治るまでは仕事にも行けません。それに、買ったばかりのジャケットやお気に入りのジーンズも破れてしまいましたし、スマホの画面も割れてしまいました。



①あなたの被害について、まとめてみましょう。

あなたの被害



②あなたは相手の運転手さんに、どのようなことを求めますか。

相手に求めること

犯罪による被害に対する損害賠償には、主に以下のようなものがあります。

主な損害賠償

- **直接損害を与えた金品**
治療費、破損した物品の金額等
- **被害者にとって本来得られるはずだった利益**
仕事を休んだことによる収入の減少（休業損害）や後遺障害によって将来の収入が制限される可能性がある場合の収入見込等
- **被害者の精神的苦痛に対する慰謝料**
入院やリハビリ生活によって苦しめられたことに対する賠償
- **遅延損害金**
損害の発生から損害賠償金の支払いまでに長期間の遅れがある場合に発生する利子（事件後、何年も逃げていた場合等）

また、損害賠償を行うための方法としては、以下のようなものがあります。

損害賠償の方法

- **示談交渉**
被害者との間で、話し合いで損害賠償の金額、内容、支払方法等を決める方法です。
- **損害賠償命令制度**
被害者等の申立てに基づいて、刑事事件を担当した裁判所が、有罪判決を言い渡した後、引き続いて加害者側に損害賠償を命じる制度です。
- **民事裁判**
示談が不成立に終わったり、損害賠償命令制度が利用されなかった場合、民事裁判によって損害賠償が請求される場合があります。



4 まとめ

今回は、こんかい ひこう はんざい ばあい おとな こ とりあつか ちが ほうりつ 非行・犯罪をした場合の大人と子どもの取扱いの違いについて、法律
しょぶんけつてい なが かくにん ちが じぶん こうどう や処分決定の流れを確認してきました。こうした違いがあるのは、「自分の行動
ていど じぶん せきにん てん かんが にどの程度自分で責任がとれるかどうか」という点によるものだと考えられま
こ ぜんあく はんたん さき みとお も しゃかいぜんたい まも す。子どもは、まだ善悪の判断や先の見通しが持ちにくく、また、社会全体で守
そだ そんざい ひこう きょういくてき り育てていかなければならない存在でもあるので、非行についても、教育的な
たいおう ゆうせん おとな 対応が優先されます。しかし、大人になれば、そういうわけにはいきません。
はんざい たい げんそく けいばつ か 犯罪に対して原則として刑罰が科せられるということになります。

みな じんぼうじょう せいねん 皆さんはすでに民法上の成年となっています。

ひこう たい しょぶん しょうねんほごじけん てつづ おこな 非行に対する処分が少年保護事件の手続きによって行われたとしても、
じんぼうじょう せきにん せんがいばいしょうせきにん じぶんじしん お ひつよう 民法上の責任である損害賠償責任については、自分自身で負う必要がありま
 す。

しゃざい ほうほう じりつ せいかつ おく せんがいばいしょう おこな 謝罪の方法や、自立した生活を送りながらどのようにして損害賠償を行って
とう みな じしん かんが ひつよう いくのか等は、皆さん自身で考えていく必要があるのです。

たんげん まな
この単元で学んだこと



自動車保険に加入しよう！

交通事故を起こし、万一、相手に重い後遺障害が残ってしまったり、死亡させてしまったりした場合には、非常に高額な賠償金を支払う必要が出てきます。とても支払いきれないような賠償責任を負うと、自分自身や家族にとって人生の大きな負担になりますし、何より賠償金を受け取れない被害者に対して甚大な迷惑を掛けてしまいます。そのようなもの場合に対応するため、運転者は、誰であっても自動車保険に加入しておく必要があります。

自動車保険には大きく分けて2種類あります。

1 自賠償保険

自賠償保険は、交通事故による被害者を救済するため、加害者が負うべき経済的な負担を補てんすることにより、基本的な対人賠償を確保することを目的としており、原動機付自転車を含む全ての自動車に加入が義務付けられています（無保険運転は違法です。）。自賠償保険では、被害者に対する対人賠償のみが対象となり、傷害による損害（治療費、休業損害、慰謝料等）、後遺障害による損害、死亡による損害に対してそれぞれ一人当たりの限度額まで支払われます。

ただし、交通事故による被害の程度によっては、被害者に対する賠償が自賠償保険による補償額だけでは足りない場合も考えられます。また、事故によって自分がけがをしたり、車が壊れたりした分などは補償の範囲外となるため、全て自己負担となります。

2 任意保険

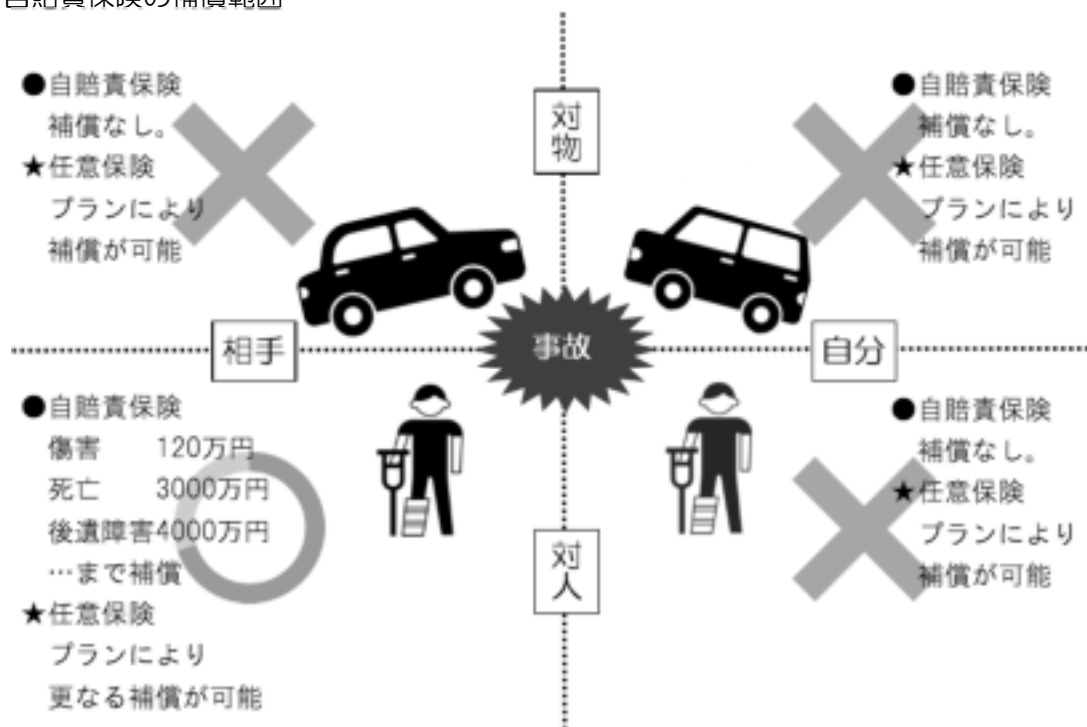
自賠償保険では賠償されない部分を補うため、任意保険があります。任意保険には様々な種類がありますが、加入する保険の種類に応じて、自賠償保険による補償の範囲外となる部分、例えば、自分のけがの治療費

くま しゅうりひ ほしょう う
 や、車の修理費などについて補償が受けられるようになります。なお、
 ほけんりょう ほけん しゅるい ほしょう はんい こと
 保険料は、保険の種類や補償の範囲によって異なります。

にんいほけん はい こうつうじこ お ばあい はっせい
 任意保険に入っておけば、交通事故を起こしてしまった場合に発生す
 きんせんてき ふたん おおはば へ じこ あいてがた たい
 る金銭的な負担を大幅に減らすことができ、事故の相手方に対しても、
 てきせつ ばいしょう かのう
 適切に賠償をすることが可能になります。

にんいほけん ほりつじょう かにゆう きむづ
 任意保険は、法律上、加入が義務付けられているわけではありません
 じじょう すべ うんてんしゃ かにゆう
 が、このような事情から、ほぼ全ての運転者が加入しています。

じばいせきほけん ほしょうはんい
 自賠責保険の補償範囲



※ 補足

ほそく
 保険とは、万が一何かがあったとき（病気・事故等）にお金などを支
 ほけん まん いちなに びょうき じことう かね し
 給してもらうものです。そのために、毎月少しずつお金を払っておきま
 きゅう まいつきすこ かね はら
 す。



Step
3

ルールについて

人間が一人だけで、誰もいないような場所で生きていくとしたら、そこにルールは必要ありません。でも、現代の社会には必ず法律やルールがあります。それはいったい、なぜでしょうか。今回はルールについて考えていきましょう。

この単元のポイント

- ルールの必要性について理解する。
- 民主主義や選挙について理解する。

1 なぜルールは必要なのか

事例 1

ゴミ捨て場の悲劇

あなたは新築の賃貸マンションに引っ越してきました。6階建てで、1フロアあたり5室ずつあるので、全部で30部屋あります。エレベーター、バルコニーもあり、オートロック付きです。

このマンションのゴミ捨て場は、玄関を出てすぐ横に設置されていて、生ゴミや生活ゴミは火曜日と金曜日の週2回、市の指定のゴミ袋に入れて出すように決められています。しかし、最近、これを守らない人がいるようで、いつも回収されずに残っています。そのため、玄関を通るたびにひどい臭いがしていて、住民だけではなく通行人まで鼻をつまんで通り過ぎなければなりません。



①このマンションのゴミ捨^すてのルールを書^かき出^だしてみてください。

す
ゴミ捨^すてのルール



②ゴミ捨^すてのルールは、なぜあるのでしょうか。

いけん
あなたの意見



③ゴミ捨^すて場の問題^{ば もんだい}を解決^{かいけつ}するには、どうすれば良^よいと思^{おも}いますか。

いけん
あなたの意見

2 ルールの決め方

あるマンションのゴミ捨て場の事例について、問題の解決方法を考えました。しかし、ゴミ捨て場は、あなただけの場所ではありません。皆が共有している場所で何か始めようとする時は、そこを使っている他の住民にも賛成してもらわなければなりません。また、他の住民には、解決方法について違った意見があることも考えられます。

Work ゴミ捨て場の問題の解決方法について、他の人たちの意見も聞いて、それぞれの意見を書き出してみてください。

ほか ひと いけん
他の人たちの意見


なお、個別指導で取り組んでいる人は、他の意見がないか考えてみたり、先生に説明して意見をもらう等して記載してみてください。

みんしゅしゅぎ


3 民主主義

ゴミ捨て場の問題の解決方法について、さまざまな人がそれぞれに意見を持っていることがわかりました。しかし、実際にゴミ捨て場の問題を解決するためには、どのような解決方法を取るのか決める必要があります。

では、このようにさまざまな意見がある中で、ものごとを決めようとした場合、どのようなやり方があるのでしょうか。

 **Work** ① ゴミ捨て場の問題の解決方法について、他の人の意見も踏まえて、皆が納得できるようなアイデアはありますか。

かいけつさく
解決策

 **Work** ② ゴミ捨て場の問題の解決方法について、どのような方法で決めれば良いのでしょうか。

き かた
決め方



民主主義のルール

社会の決まりや何か重要なことについて、その社会で暮らしている人たちが自身が決定権を持っていることを「民主主義」といいます。民主主義の社会では、どのようにして大事なことを決めていくか、その公正さがとても重要になります。

民主主義での物事の決め方には、以下の3つのルールがあります。

- ① 全員が納得できるまで話し合いをすること
- ② 話し合いで答えが出ない時には多数決で決めること
- ③ 多数決で決めるとしても、少数派の意見も大切に扱うこと

4 選挙

事例2

自治会

マンションでは、ゴミ捨て場の問題等の話し合いをきっかけとして、自治会が作られることになりました。

自治会（町内会のようなもの）に参加するかどうかは住民それぞれの自由とされています。自治会の活動内容としては、例えば住民のレクリエーションを企画したり、全員で使える防犯・防災グッズをそろえたり、子どもたちの安全を守るための活動をしたりすることが考えられます。また、自治会ではこうした活動を行うために、月会費を集めることもあります。



あなたは、自治会に参加しようと思いますか。参加する時としない時のそれぞれのメリットとデメリットについて考えてみましょう。

	メリット	デメリット
さんか 参加する		
さんか 参加しない		

事例3

自治会の代表を決める

自治会では、近隣の町内会と合同で行事に参加したり、地域に関する取り組みをしたりするために、代表者として会長を決めることになりました。会長の候補者としては、一番年上でいつも穏やかな302号室のスズキさんと、小学校のPTA会長をやったことがある105号室のナカムラさんの名前が挙がっています。また、202号室のヤマモトさんは自分が会長になりたいと思っている様子です。



①自治会長は、どのような方法で決めるのが良いでしょうか。

き かた
決め方



I 法教育

ある組織に所属している人たちが、自分たちの代表を選び出すことを「選挙」といいます。民主主義の社会では、投票による選挙（一人ひとりが誰を選ぶかという意見を出して、多い順に選ばれる仕組み）が行われます。



②身近な選挙を挙げてみましょう。

身近な選挙



③選挙で投票する人を決める時、候補者のどのようなことを知りたいですか。

知りたいこと

5 まとめ

ルールや法律は、いろいろな人々が一緒に暮らしている社会の中で、それぞれが気持ちよく、安心して暮らせるように、お互いの利害関係（損得）を調整するためのものです。一つひとつのルールを見ていくと、中には、自分にとって都合の悪いものもあるかもしれません。ですが、自分の都合を優先することが、他の誰かにとっては不都合なことになる可能性もあります。それぞれが自分の都合ば

かりを優先していくと、社会は成り立っていきません。そこで、最初に皆でよく話し合っ、どうすればお互いに満足できるか、あるいは、満足とまではいかないにしろ受け入れることができるか、最終的にはそれを多数決等、皆が決めた方法で結論を出すことが民主主義のルールです。

法律等による決まりも、自分たちが直接話合いに参加しているわけではないので、何か押し付けられているような気分になるかもしれませんが、実は、私たちが選挙で選んだ代表者（国会議員等）による多数決で決められているのです。

単元1で学んだとおり、既に18歳以上である皆さんには、選挙権が与えられています。皆さんも選挙で一票を投じることによって、ルールを（間接的に）決めていく立場にあります。

自分たちが安心して暮らせる社会を作るためにも、皆さん一人ひとりが社会人として選挙に参加してルールを（間接的に）決めていくこと、そして、お互いに、決められたルールを守っていくことが重要です。

この単元で学んだこと



SDGs (Sustainable Development Goals) について考えよう かんが

SDGs (持続可能な開発目標) という言葉を聞いたことがありますか？

今、世界にはたくさんの課題が山積みとなっています。それらを解決するため、2030年までに達成を目指す国際目標(17のゴール・169のターゲットで構成)で、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

○ 地球環境 ちきゅうかんきょう

・ 地球温暖化問題 ちきゅうおんだんかもんだい

人間の活動によって温室効果ガス(二酸化炭素、フロン等)が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている問題

・ 増え続けるゴミの問題 ふ つづ もんだい

人間の活動によって日々大量のゴミが排出され、埋立地が不足していったり、フロンガスの排出によって地球温暖化に悪影響を及ぼしたりしている問題

・ 生物多様性が失われている問題 せいぶつたようせい うしな もんだい

自然破壊によって、地球上の様々な生物が死滅している問題。地球上の生物は全て直接的・間接的につながりをもって生きている中、そのバランスが失われつつある問題

○ 経済 けいざい

・ 所得格差の問題 しよとくかくさ もんだい

地域間、産業間、世代間、男女間等で生じている所得(収入)の格差の問題。地球規模で見ると大きな格差が存在している。

・ 貧困問題 ひんこんもんだい

現在、世界中で7億6700万人、つまり10人に1人が極度の貧困

じょうたい いる こ たち み にん ひとり
 状態にあると言われており、子ども達で見ると5人に1人がそのよう
 な状態にあると言われている問題

エネルギー問題

せかい み でんき きょうきゅう う ひとびと おくにんじょう
 世界で見ると、電気の供給を受けていない人々がまだ9億人以上い
 ると言われており、今後、これらの人々に電気を供給するためには、
 クリーンエネルギーの開発が必要になっているという問題

社会

人口問題

ちきゅうきぼ じんこう ばくはつてき そうか かんきょうはかい しょくりょうふそくとう
 地球規模で人口が爆発的に増加しており、環境破壊や食糧不足等を
 招くのではないかという問題

食糧問題

せかいじんこう じゅうにん ひとり まんせいてき えいようふそく う い
 世界人口の10人に1人が慢性的な栄養不足であり、飢えていると言
 われている問題

わたしたち ちきゅう く つづ みらい ひとたち あんしん く しゃかい つく
 私達がこの地球に暮らし続け、未来の人達が安心して暮らせる社会を作
 るためには、私達一人ひとりができることを考え、行動していくことが
 必要です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典参考 外務省ホームページ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/sdgs_navi.pdf より





Step
4

けいやく
契約について

こんかい　　しゃかい　　ほうりつかんけい　　けいやく　　かん　　きほんてき　　べんきょう
今回は、社会における法律関係（契約）に関する基本的なことを勉強してい
きます。たんげん　　べんきょう　　みんぼうじょう　　せいねん　　みな　　みせいねんしゃ
単元1で勉強したように、民法上の成年である皆さんが、未成年者で
あることによる法律上の保護を受けることはできません。おとな　　じぶん
大人として、自分で
行った契約については、きちんと最後まで責任を持って対応しなければなりません。
おこな　　けいやく　　さいご　　せきにん　　も　　たいおう
取り返しのつかない失敗をしまわぬように、ほうりつじょう　　けいやく　　かん
法律上の契約に関する
かんが　　かた　　う　　ひと　　か　　ひと　　あいだ　　まな
考え方、売る人と買う人との間のルールを学びましょう。

たんげん
この単元のポイント

- けいやく　　けんり　　ぎむ　　りかい
・ 契約における権利と義務について理解する。
- せいど　　りかい
・ クーリング・オフ制度について理解する。

けんりぎむかんけい
1 権利義務関係

事例1

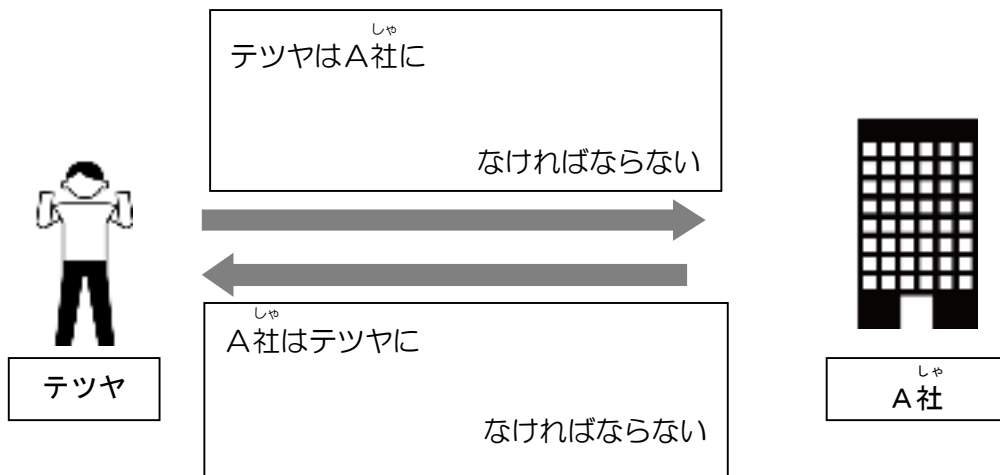
ばいばいけいやく か もの きほん かくにん
売買契約（買い物の基本ルールを確認しよう）

アニメ好きのテツヤは、最近「魔界戦線」という作品にハマっていて、その登場キャラクターのフィギュアを集めるのが大の趣味となっていました。ある日、おもちゃメーカーであるA社のネット通販で、以前から探していた「魔界戦線」の「レイア」というキャラクターのフィギュアが2万円で売られているのを見つけ、購入することにしました。

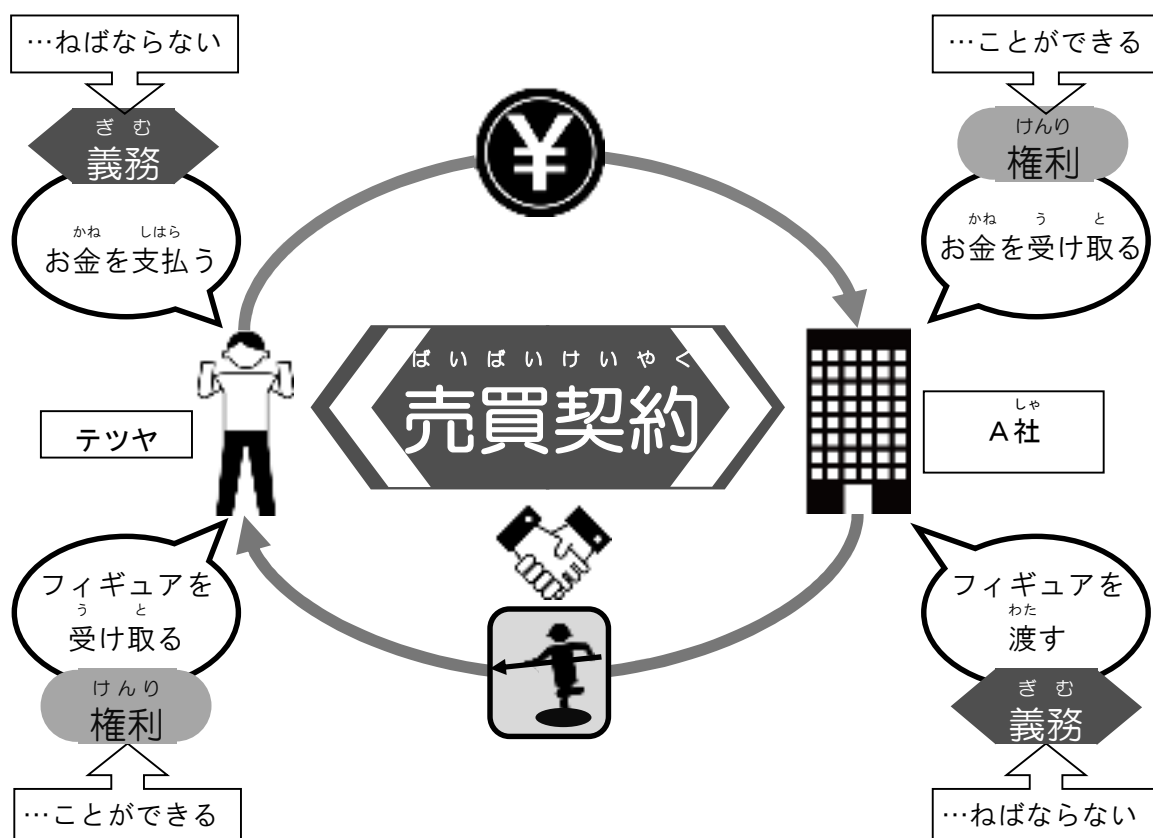
アニメ好きのテツヤは、A社のネット通販で、以前から探していたアニメキャラクターのフィギュアが2万円で売られているのを見つけ、早速ボタンをクリックして注文手続きをしました。



注文が完了したら、テツヤはA社に対して何をしなければならないでしょうか。また、反対にA社はテツヤに何をしなければならないでしょうか。



ほうりつき せつめい と
 法律的に説明すると、このやり取りは…



テツヤとA社がそれぞれやらなければならないこととしては…

テツヤは、A社に対して代金の2万円を支払う**義務**がある。

A社は、テツヤに対してフィギュアを渡す**義務**がある。

一方、テツヤとA社はそれぞれその見返りとして…

テツヤは、A社からフィギュアを受け取る**権利**がある。

A社は、テツヤから代金の2万円を受け取る**権利**がある。

このようなテツヤとA社のやり取りを、「**売買契約**」と言います。売買契約では、商品しょうひんを売る人と買う人との間にルールを決めています。

成立した売買契約は原則やめられません。ですが、売買契約は簡単に成立します。

ばいばいけいやく せいりつ ほろほう ぐたいれい
売買契約が成立する方法の具体例

- けいやくしょ
契約書にサインする。
- ネットショップの注文ボタンを押す。
- お店で買った物をレジに持ってゆく。
- 口で「買います」と伝える。

か いし つた う がわ う つ けいやくせいりつ
 買いたいという意思を伝え、売る側が受け付ければ契約成立です。

けいやく かんたん せいりつ せいりつ あと げんそく
 契約は簡単に成立し、成立した後にはやめられないのが原則です。そのた
 め、契約するときには事前に内容をしっかり確認することが重要です。



ゆうこう ばいばいけいやく ちゅうもん べつ しょうひん とど しょうひんじたい とど
 なお、有効な売買契約では、注文と別の商品が届いたり、商品自体が届かなか
 ったりすれば、テツヤは、代金の2万円を返してもらえるとというルールになっ
 ています。



しゃ いっぽうてき にせもの しょうひん とど ばあい
 また、A社が一方的にテツヤをだまして、偽物の商品が届けた場合には、テ
 ツヤは、詐欺による取消しを主張して、代金の2万円を返してもらえるととい
 うルールになっています。

2 私的自治の原則

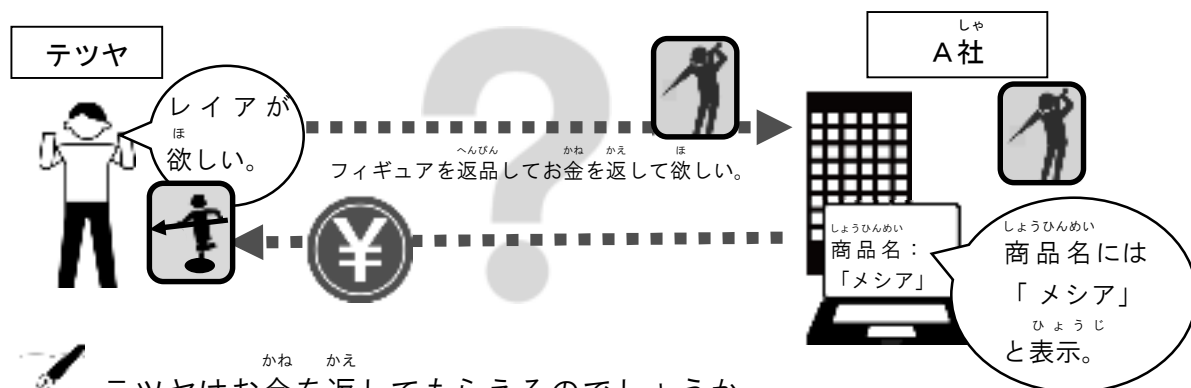
ふかほ 深掘り → p 75

事例 2

かんちが こうにゆう せいりつ けいやく きほん
勘違いによる購入（成立した契約はやめられないのが基本だけれど…）


しゃ
A社のサイトから「レイア」のフィギュアを購入了したテツヤは、2万円をクレジットカードで決済し、フィギュアが届くのを楽しみに待っていました。フィギュアが届いたので開けてみると、それは欲しかった「レイア」のフィギュアではなく、「メシア」というキャラクターのものでした。あわててサイトを確認してみると、確かに「メシア」のフィギュアと書かれていて、テツヤの勘違いだったことが分かりました。テツヤはA社に「注文したフィギュアが届きましたが、品物を間違えて注文をしてしまったようで、返品してお金を返してもらうことは可能ですか？」と電話しました。

つうはん おも こうにゆう
テツヤが通販サイトでレイアのフィギュアだと思って購入したフィギュアは、実はレイアではなくメシアという別のキャラクターでした。



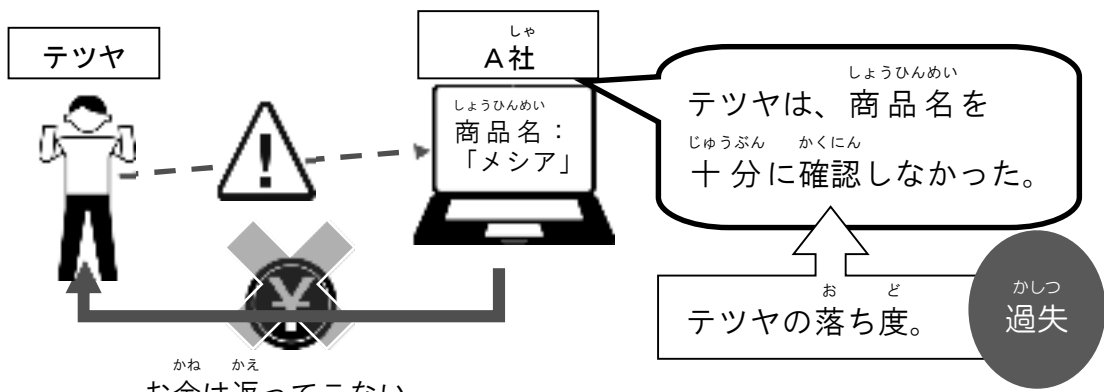
Work かね かせ
テツヤはお金を返してもらえるのでしょうか。

かね
お金を返してもらえない理由：
かせ
返してもらえない理由：
かせ
返してもらえない理由：

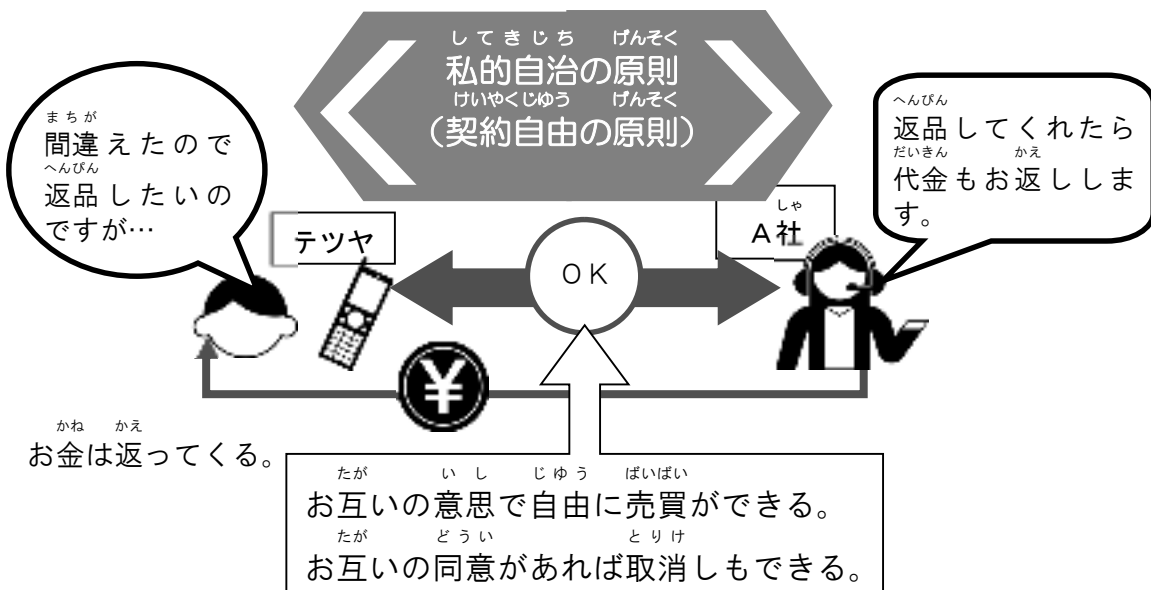
ほうりつ かんちが けいやく ばあい と け
 法律では、勘違いしたまま契約をした場合、取り消すことができるとされてい
 ます。ただし、取り消すことができるのは、その勘違いに**重大な過失**がないと
 きだけです。  → p77

これが、民法上の原則です。

テツヤは、きちんと商品名を確認せず（重大な過失）に、「レイア」だと
 おも 思って「メシア」のフィギュアを買いました。この場合、テツヤに重大な過失
 があったといえるので、お金は返ってきません。



もしテツヤから電話を受けたA社が返品と返金に応じてくれたとしたら、お金
 を返してもらうことができます。テツヤがA社に、「今回、『メシア』のフィ
 ギュアを『レイア』と勘違いして購入してしまいました。返品するので、お金を
 返してもらえますか。」と連絡し、A社が「分かりました。返品してくれたら
 代金もお返しします。」と答えた時には、お金を返してもらうことができます。



人は誰でもお互いの意思で自由に物を買ったり売ったりすることができ、また、お互いの同意があれば、これを取り消すこともできます。
これを「私的自治の原則」（又は「契約自由の原則」）と言います。

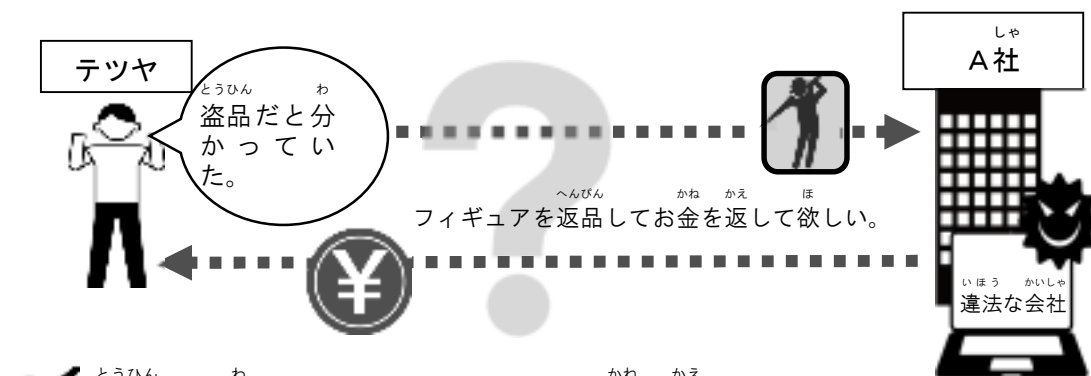
事例3

違法な会社との契約（このような契約はどうなるの？）

テツヤがフィギュアを購入したA社のサイトは、実は違法な商品を買うサイトで、届いた商品も、もともとは人から盗まれたものでした。一方、テツヤも、実はA社が盗品を扱っているという会社だと知っていました。

そして、テツヤは、レイアのフィギュアだと勘違いしてメシアのフィギュアを購入しました。

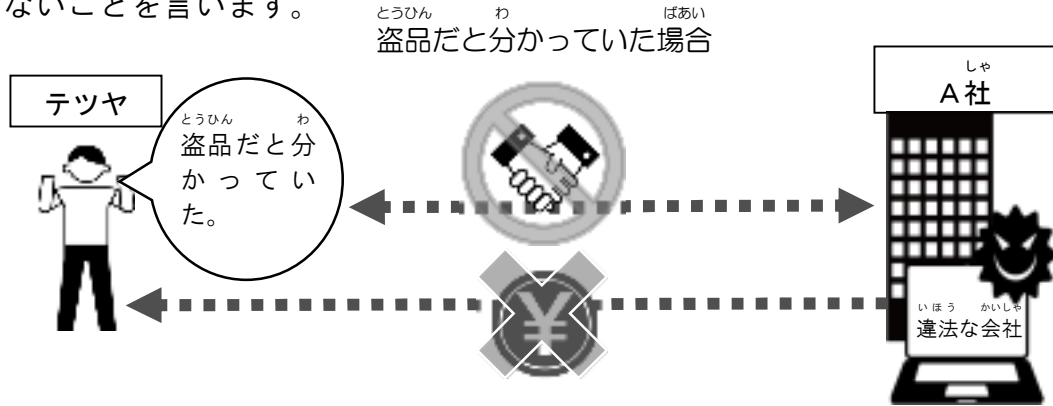
テツヤはA社に「レイア」と勘違いして「メシア」のフィギュアを購入したことを説明して、「フィギュアを返すからお金を返して欲しい。」と言いました。



盗品だと分かっていたテツヤは、お金を返してもらえるのでしょうか。

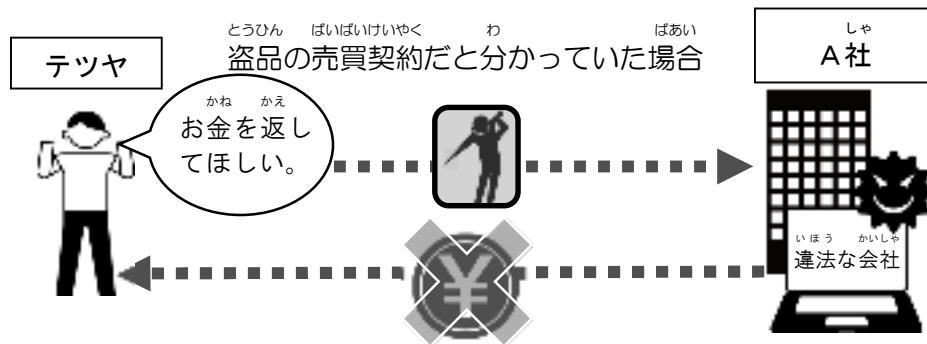
お金を返してもらえる ・ 返してもらえない
理由：

民法では、「公序良俗」に反する売買契約は無効、ということになっていま
す。公序良俗に反するとは、世の中からみて、秩序を乱すもとなるようなよ
くないことを言います。



フィギュアが届いても届かなくてもお金は返ってこない。

つまり、今回のように、お互いに盗品の売買ということを知りながら
行った売買契約は、初めからなかったものとみなされる、ということです。



お金を返してほしいと請求できない。

加えて民法では、盗品の売買のような不法な原因で代金を支払った場合には返
してほしいと請求することができないと定められています。よって、盗品だと分
かっていたテツヤは、フィギュアを返したとしても、お金を返してもらうことは
できません。

3 クーリング・オフ制度 せいど

事例 4

とつぜん かんゆう けいやく
突然の勧誘 (契約させられてしまったら…)

テツヤはSNSで「まかいせんせん魔界戦線」のファンだというナツキと知り合い、やり取りをするうちに、実際に会うことになりました。テツヤはナツキに対して親近感しんきんかんをもっていたため、会うことをとても楽しみにしていました。

ところが、実際に会ってナツキと話すうちに、いつの間にかナツキの勤務先きんむさきの時計店に案内され、店長から高級腕時計こうきゅううでどけいを購入するよう勧められました。ナツキからは「テツヤだからこんなに安くしているんだよ。」「仲間の証なかまあかしとして一緒につけよう。」と言われたりして、断りにくい雰囲気ふんいきになってしまい、テツヤは腕時計うでどけいを購入しました。

でも家に帰ってから冷静れいせいになって考えると、高すぎる腕時計たかうでどけいの支払いしはらがとても不安ふあんになりました。



Work テツヤはその場の流れで断りにくくなってしまい、購入を決めてしまったのですが、このような場合、後から購入を取り消し、お金を取り戻すことはできるのでしょうか。

かね お金を 返してもらえる ・ 返してもらえない
りゆう 理由：

クーリング・オフは、いったん契約の申込みをしたり、契約が成立した場合でも、もう一度契約を考え直すことができるように、一定の期間内（有効な書面を受け取った日を含めて8日間）であれば、無条件で申込みを撤回したり、契約を解除したりできるという制度です。

ただし、特にトラブルになりやすい訪問販売など特定の取引に限って認められている特別な制度で、店舗や通信販売で購入した商品は対象外です。

訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス含む）	8日間
訪問購入（業者が自宅を訪問して貴金属等を買取ること）	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供（エステ、学習塾、結婚相手紹介サービスなど）	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法）	20日間

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 ○年○月○日

商品名 ○○○○

契約金額 ○○○○○円

販売会社 株式会社×××

担当者△△△△

支払った代金○○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号

氏名 △△△△

クーリング・オフは、このような「通知書」をハガキなどの書面で送付します。

念のためコピーを保管しましょう。

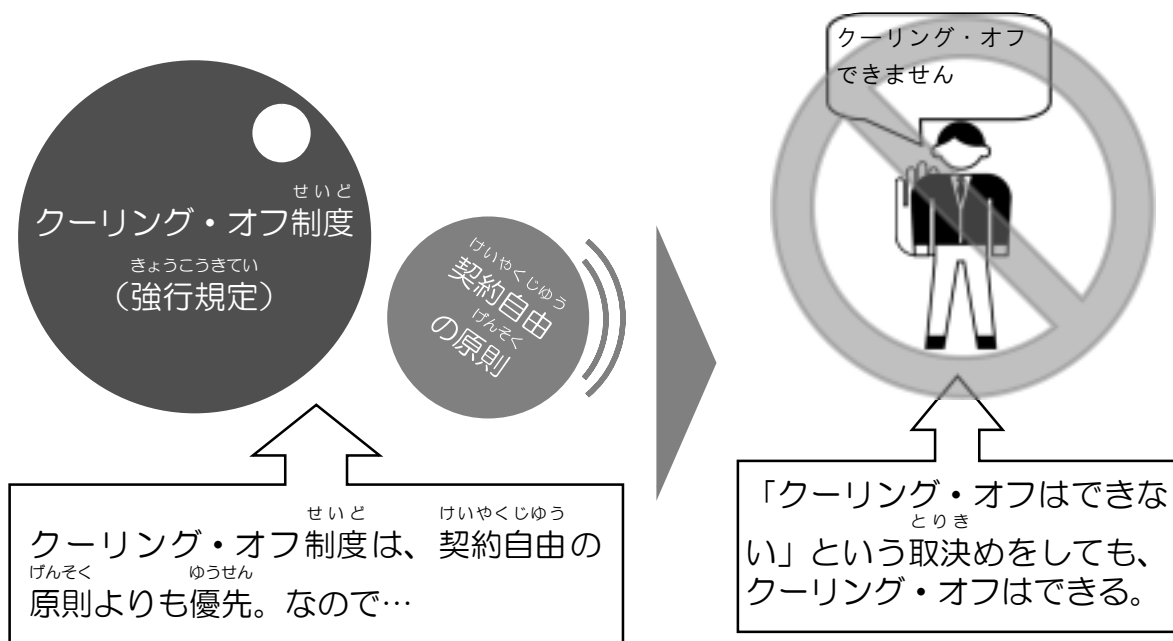
困ったら、消費者ホットライン「188番」へ電話を！

（詳細はp56）

今回のナツキと店長のように、腕時計を売りたい、という目的を告げずにお店に案内し、そこで腕時計のセールスをするという方法は、アポイントメントセールスと言い、クーリング・オフの対象となります。

アポイントメントセールスや訪問販売、電話勧誘のような販売方法は、購入する側の心の準備が整わないうちに、急に取引を持ち掛けられるので、冷静な判断ができず、思わぬ不利益を受けてしまうおそれがあるため、クーリング・オフのような制度があるのです。

腕時計を購入した時に、ナツキから「当社はクーリング・オフができません。」と言われていたとしても、「私はクーリング・オフをいたしません。」という念書を書かされたとしても、期間内であれば、テツヤはクーリング・オフをすることができます。



クーリング・オフは、当事者間の取決めにかかわらず強行的に適用される規定です（強行規定）。

クーリング・オフは一定の期間内のみ契約を解除することができますが、有効な契約書面を受け取っていない場合も多いため、時間が経ってしまった場合でも諦めずに相談しましょう。

クーリング・オフは、対象となる販売方法が限定されており、全ての契約を解除できるわけではないため、一度成立した契約はやめられないと思って、購入する際は、一歩立ち止まって、慎重に判断しましょう。

4 まとめ

こんかい　しゃかいせいかつ　おく　うえ　ひつよう　きそてき　ほうりつ　ちしき　べんきょう
 今回は、社会生活を送る上で必要となる基礎的な法律の知識について勉強して
 きました。こうした法律関係を学ぶ上で、大切にしたいことは、「法律は、
 ほうりつかんけい　まな　うえ　たいせつ　ほ　ほうりつ
 みな　りえき　まも　つく　ほうりつ　こくみんぜんたい
 皆の利益を守るために作られたものである」ということです。法律は、国民全体
 の利益を調整して、誰もが公平に扱われるために定められているものです。で
 りえき　ちようせい　だれ　こうへい　あつか　さだ
 すから、それを悪用して、自分だけが得をし、他人に損をさせようとするような
 あくよう　じぶん　とく　たにん　そん
 こうい　みと　けいやく　むす　とき　じぶん　あいて　なっとく
 行為は、認められるものではありません。契約を結ぶ時には、自分も相手も納得
 たが　りえき　かんが　おこな
 できるように、お互いの利益になるように、しっかりと考えてから行うように
 しましょう。

たんげん　まな
 この単元で学んだこと

③④ エステ等、サービスに関する契約もクーリング・オフできます！

エステの無料体験に行ったら、断り切れずに契約してしまった、毎月の支払金額が高すぎて、払っていきけるか心配…そんな時、契約してから8日間以内であれば、クーリング・オフをすることができます。

エステに関するクーリング・オフの条件としては、

- ① 契約・購入から8日間以内であること
- ② 契約の金額が5万円を超え、期間が1か月を超えること

の2点です。また、クーリング・オフは書面で行います。内容としては、

- ① タイトル（「契約解除通知書」等）
- ② 契約年月日
- ③ 商品名（「〇〇エステ〇〇コース」等）
- ④ 契約金額
- ⑤ 販売会社
- ⑥ 契約を解除し、返金を希望する、ということ
- ⑦ 書面作成日時
- ⑧ 自分の住所氏名

となります。これらを紙に書いて、サロンの会社とクレジットカード会社に、簡易書留か内容証明郵便で郵送します。また、その際、書面のコピーをとって、手元に控えておくようにしましょう。

エステの無料体験は、その後、契約を迫られるということも十分に予想して、慎重に受けるようにしましょう。

また、エステ以外のサービスでも、美容医療、語学教室、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス等について、クーリング・オフが可能です。



Step
5けいやく
契約トラブルについて

たんげん ほうりつ とく けいやく かん きそちしき べんきょう
 単元4では、法律、特に契約に関する基礎知識について勉強しました。

いっぽう しゃかい わかもの けいやく ま こ じれい たはつ
 一方、社会では、若者がさまざまな契約トラブルに巻き込まれる事例が多発し
 おお もんだい こんかい けいやく じつれい
 ており、大きな問題になっています。今回は、そうした契約トラブルの実例をも
 けいかい じれい し かんが
 とに、警戒すべき事例を知って考えましょう。

たんげん
この単元のポイント

- けいやく ま こ ひつよう りかい
 ・契約トラブルに巻き込まれないために必要なことを理解する。
- けいやく ま こ とき しょうひせいかつ とう そうだん
 ・契約トラブルに巻き込まれた時は、消費生活センター等に相談できることを
 りかい
 理解する。

けいやく げんじょう
1 契約トラブルの現状

事例1 ネットビジネスのわな

アカネ（19歳）は、スマホを使って何かビジネスができないかと思い、
 けんさく うんえい しゅうにゆう え きじ
 ネット検索をしてみたところ、ブログの運営で収入が得られるという記事
 み れんらく
 を見つけたので連絡することにした。

すうじつご ぎょうしゃ つく ひよう まんえん
 数日後、業者から「まずはホームページを作る費用として50万円が
 ひつよう い けいやく すうじつご
 必要」と言われて契約した。その数日後、「あなたのホームページへのアク
 セスがすごい。もっと拡大しないといけないが、400万円かかる。200
 まんえん かいしゃ ぶたん のこ まんえん ぶたん ほ かなら
 万円は会社で負担するので、残り200万円を負担して欲しい。必ずもうか
 しゃっせん だいじょうぶ れんらく おし
 るから借金しても大丈夫」という連絡があった。しかし、教えられたホーム
 はい おも ぎょうしゃ
 ページに入ろうとしても、エラーになってしまう。おかしいと思って、業者
 じょうほう しら さぎてき かいしゃ か こ み
 の情報をネットで調べたら、詐欺的な会社だという書き込みがたくさん見つ
 かった。



①この事例では、どのような点に問題があったと思いますか。

もんだいてん
問題点



②このような事例に巻き込まれないために、あなたならどのような対策をとりますか。

たいさく
あなたの対策



2 相談事例からみる問題点

国民生活センターによると、成年になったばかりの若者の相談事例からは、次のような問題点があると言われています。

(1) 知識が少ないために、簡単に契約をしてしまう

一度契約をすると、契約当事者には**契約責任**が発生します。後から思っていた契約と違うからといって、**勝手に解約**することはできません。

(2) 「絶対にもうかる」などのうまい話に弱い

ネットでの情報や友人からのもうけ話をうのみにして、**高額な契約**をしてしまう傾向があります。最初に**高額な商品**を買わされる、**誰かを紹介**して初めて**お金**が入ってくる**マルチ取引**の可能性もあります。

(3) 業者からの勧誘を断り切れない場合がある

業者からの**強い働きかけ**に**断り切れず**、結果的に**不必要な契約**を交わしてしまうことがあります。中には「**お得なキャンペーンは本日限り**」などと**契約をせかしたり**、**断りにくい状況**を意図的に用意していたりする場合もあります。

(4) 高額な契約をさせられる

お金がないと**断っても**、**消費者金融**などでの**ローン**を**勧められて**契約を迫ってくる場合があります。支払えるお金がないのに、**契約を交わす**ことはとても危険なことです。

深掘り → p 79

3 事例について考えてみましょう

事例2 「おいしい話」の正体は…

ヒロシ（18歳）は「おいしい話」があると友人のヤスヒロから言われ、18歳になった2日後に、喫茶店でハシモト氏を紹介された。

ハシモト氏からは、1時間投資の説明をされ、「仮想通貨で、もうけることができる。そのためには100万円が必要」と言われた。「お金がない」といったんは断ったが、「消費者金融で100万円を借りれば良い」「お金を借りるために、学生ではなく居酒屋で働いていることにするように」と言われた。その後、消費者金融の無人契約機の使い方も教わり、消費者金融から100万円を借りた後、ハシモト氏に手渡し契約書面に署名した。

1か月後、預金通帳をながめながら、名刺も書面もハシモト氏が持って行ってしまっているので、手元には何の書類も残っていないことに気付く。

「1人勧誘すれば40万円が入る。3人誘えば元が取れる」と説明されたが、もうからないと思ったので、誰も勧誘していない。実際に仮想通貨で何をするのかわからないし、消費者金融にもお金を返さないといけない。ハシモト氏との契約を解約し返金してほしい。



Work

①この事例で問題となったのはどのような点でしょうか。

もんだいてん
問題点



I 法教育



Work ② ^{ことわ}断ろうと思つた時に、^{おも}断ることができなかつた理由として、^{ことわ}どのようなことが^{かんが}考えられますか。

^{ことわ}断れなかつた理由^{りゆう}



Work ③ ^{じれい}このような事例に巻き込まれないために、^まあなたならどのような^こ対策を^{たいさく}とりますか。

^{たいさく}あなたの対策

事例3

^{かなら}必ず^や痩せるって^{ほんとう}本当？

アカリ（20歳）は、インターネットで必ず痩せるというエステのモニター募集の広告を見つけた。500円と安かつたので試してみようと思ひ、インターネットで予約を入れた。店に出向くと、店員から3か月15回のコースを勧められた。約20万円と高額であつたため、母親に相談すると言つて母に電話を入れたが連絡がつかず、3時間も経つてしまった。後日でなとおもおもごじつごじつりょうきんかけいやく出直そうと思つたが、「後日では料金プランが変わるから契約するならば今日中が安い。もう大人だから自分のクレジットカードを使って分割払いができる」等と担当者と言われ、3時間待たせた申し訳なさもあり、エステとクレジットカード両方の契約をした。その後、3回施術を受けても体重は減らず、ウェストも太ももも変わらないので中途解約を申し出た。しかし、これまでの施術代、クリームやドリンク代として約13万円請求された。納得できない。



Work ①この事例で問題となったのはどのような点でしょうか。

もんだいてん
問題点



Work ②後日出直そうかと思ったのに、そうできなかった理由として、どのようなことが考えられますか。

でなお りゆう
出直せなかった理由



Work ③このような事例に巻き込まれないために、あなたならどのような対策を取りますか。

たいさく
あなたの対策

ここで見た2つの事例については、どちらも単元4で学習したクーリング・オフの対象となります。契約の日から8日以内に、書面で契約の解除を申し込めば、相手方は返金に応じなければなりません。



4 契約トラブルに巻き込まれないために

(1) 契約責任を自覚し、安易な気持ちで契約しない

満18歳を迎えると、未成年者であることを理由に契約の取消しを行うことができなくなり、代金支払の義務等を負うこととなります。後々、後悔しないためにも、契約する際には契約責任を負う立場であることを自覚しましょう。

(2) 簡単に大金を稼げることはあり得ない

副業に関する相談事例では「簡単にもうかる」という甘い言葉を信じて契約した後、業者と連絡が取れなくなったり、お金を手にできなかつたりしたという事例があります。家族や友人に相談するなど、いったん冷静になって考えましょう。

(3) 「今日なら安くなる」などと言われてもその場で契約しない

「今日なら安くなる」、「他に欲しい人がいるかもしれないから、サインだけして」などと、十分な時間を与えられずにその場で高額な契約を求められる事例があります。支払ったお金は後から取り返せないと考え、不必要な契約はきっぱりと断ってください。

(4) 安易にクレジット契約をしない

クレジット契約は高額な商品を購入する際に便利な一方で、手数料を含めた金額を長期間にわたって支払っていくこととなります。「月々の負担は少ない」などと言われても、十分な預金がないのに高額な契約は安易に行わないようにしましょう。

(5) 借金をしてまで契約をしない

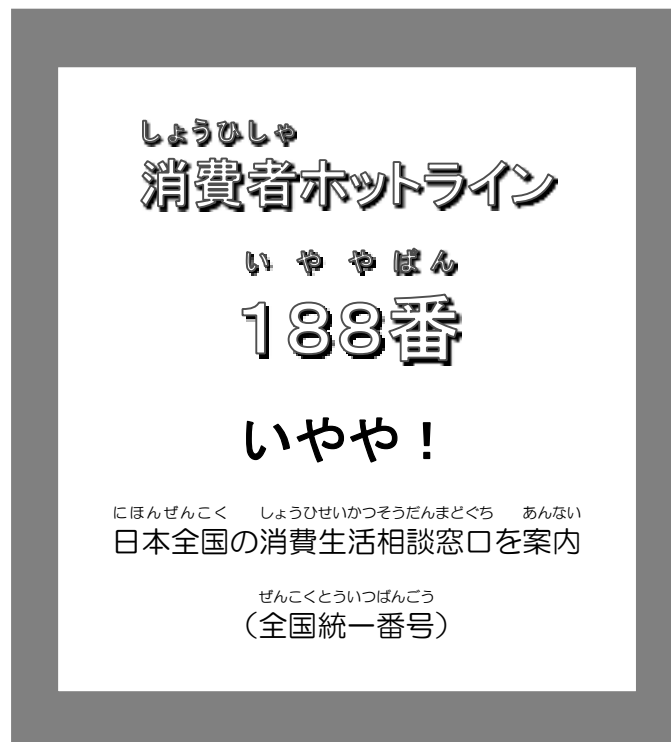
また、業者から契約代金を支払うために消費者金融での借金を勧められるケースが少なくありません。自分の支払能力を超えた借金は、生活を脅かす

じかく あんい けいやく
 ことを自覚して安易に契約しないようにしましょう。

もよ しょうひせいかつ そうだん
 (6) トラブルがあれば、すぐに最寄りの『消費生活センター』に相談を

ぜんこく かくとどうふけん しょうひせいかつ しょうひしゃもんだい と
 全国の各都道府県には、『消費生活センター』があり、消費者問題などに取
 く くに きかん こくみんせいかつ れんけい そうだん たいおう おこな
 り組む国の機関『国民生活センター』と連携して、相談の対応を行っていま
 す。

けいやく かんゆう ご かいやくとう ぎょうしゃ ばあい もよ
 契約の勧誘やその後の解約等について業者とトラブルになった場合、最寄り
 しょうひせいかつ そうだん ぜんこくきょうつう あんない いややばん
 の『消費生活センター』に相談しましょう。全国共通の案内ダイヤル188番
 おほ
 を覚えておきましょう。





5 まとめ

たんげん まな みせいねんしゃ つうじょう しゃかいけいけん すく じゅうぶん とりひき
 単元1で学んだように、未成年者は、通常、社会経験が少なく、十分な取引
 けいけん ふか かんが むす けいやく ほご ひつよう
 経験をもたないため、深く考えずに結んだ契約から保護する必要があるというこ
 みせいねんしゃ けいやく とし ほごしゃ どうい ひつよう どうい けいやく
 とで、未成年者が契約をする時は保護者の同意が必要とされ、この同意のない契約
 と け みな せいねん
 は取り消すことができることになっています。しかし、皆さんはすでに成年とな
 とりけしけん うしな こんご けいやく うえ しんちょう
 り、こうした取消権を失っていますから、今後は、契約をする上で、より慎重に
 かんが ひつよう あくしつ じぎょうしゃ せいねん ひと
 考えていく必要があります。悪質な事業者にとって、成年になったばかりの人は
 ひじょう こうつこう あいて じぶん はんだん しはらいのうりよく しん かるがる
 非常に好都合な相手ともいえます。自分の判断や支払能力を信じすぎず、軽々し
 けいやく ころが しゅうい ひと そうだん しゅうかん たいせつ
 く契約をしないよう心掛けるとともに、周囲の人に相談するという習慣も大切に
 してください。

しゅってん どくりつぎょうせいほうじんこくみんせいかつ

出典 独立行政法人国民生活センターホームページ

せいじん ま こ しょうひしゃ
 『成人になると巻き込まれやすくなる消費者トラブル』

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20161027_1.html

たんげん まな
 この単元で学んだこと



しゅついでんご 出院後のトラブル

みな おな しょうねんいん せいかつ せんぱいち しゅついでんご
皆さんと同じように少年院で生活していた先輩達が、出院後にどんなトラブルを経験したか聞いてみました。

めいぎか

○ 名義貸しにまつわるトラブル

- いえて こ びょういん い い ほけんしょう か
家出をしている子が病院に行きたいと言うので保険証を貸したら、それ
つか しゃっきん
を使って借金をされてしまった。
- けいたいでんわ けいやく めいぎ か しはら
携帯電話の契約をするときに名義を貸したら、支払いをせずにそのまま
に
逃げられてしまった。
- いぜん つと さき か めいぎ あと
以前の勤め先で借りていたアパートの名義がそのままになっており、後
はい ひと いぜん つと さき かいしゃ やちん はら じぶん せいきゆう
に入った人も以前の勤め先の会社も家賃を払ってくれず、自分に請求がき
ている。

きんせんかんり

○ 金銭管理にまつわるトラブル

- けいたいでんわ つか しはら
携帯電話を使いすぎて支払いができなくなった。
- ゆうりょう とうろく なんじゅうまんえん こうかく せいきゆう
有料サイトに登録したところ、何十万円という高額な請求がきた。
- か もの こうかく しはら た
フリマアプリで買い物をしたが、高額すぎて支払いのめどが立たない。

ひこう はんざい

○ 非行・犯罪にまつわるトラブル

- めさき かね つ じぶんめいぎ つうちょう う
目先のお金に釣られて自分名義の通帳を売ってしまった。
- ひこうなかま きんせん せいきゆう ようい しょうひしゃきんゆう か
非行仲間から金銭を請求され、用意できなくて消費者金融で借りさせら
れた。

しゅついでんしゃ ま こ おお きんせん
出院者の巻き込まれたトラブルは、その多くが金銭にまつわるものでした。
はなし と あま かんが けいかくせい ろうひ
うまい話に飛びついたり、甘い考えで計画性のない浪費をしたりすることのな
き つ
いように気を付けましょう。



また、トラブルに巻き込まれた後の^{ま こ} 出院者^{あと しゅついんしゃ}の^{たいおう} 対応は、

• ^{じぶん か} 自分が^{しはら} 代わりに^{しはら} 支払いをした

• ^{おや} 親に^{しはら} 支払ってもらった

^{どう こま} 等^{じぶん もんだい} です。困^{かか} った^こ ときは、自分^{しゅうい} だけで^{しんらい} 問題^{しんらい} を^{しんらい} 抱^{しんらい} え^{しんらい} 込^{しんらい} め^{しんらい} ず、周囲^{しんらい} の^{しんらい} 信^{しんらい} 頼^{しんらい} でき^{しんらい} る^{しんらい} 大人^{しんらい} や^{しんらい} 消費^{しんらい} 生活^{しんらい} センター^{しんらい} 等^{しんらい} に^{しんらい} す^{しんらい} ぐ^{しんらい} に^{しんらい} 相^{しんらい} 談^{しんらい} し^{しんらい} ま^{しんらい} しょ^{しんらい} う。



^{やみ} 闇^{ちゅうい} バイト^{ちゅうい} に^{ちゅうい} 注^{ちゅうい} 意^{ちゅうい} ！

^{こうがく} 「高^{そくじつにゆうきん} 額^{しよるい} バイト^う 」^と 「即^{いっけんこうじょうけん} 日^み 入^み 金^み 」^み 「書^み 類^み を^み 受^み け^み 取^み る^み だ^み け^み 」^み 、一^み 見^み 好^み 条^み 件^み に^み 見^み え^み る^み 求^{きゅうじんじょうほう} 人^{ちゅうい} 情^{ちゅうい} 報^{ちゅうい} に^{ちゅうい} は^{ちゅうい} 注^{ちゅうい} 意^{ちゅうい} し^{ちゅうい} て^{ちゅうい} く^{ちゅうい} だ^{ちゅうい} さい^{ちゅうい} 。^{ちゅうい} ま^{ちゅうい} た^{ちゅうい} 、募^{ぼしゅうじょうほう} 集^う 情^こ 報^だ に^こ 「受^こ け^こ 子^こ 」^こ 「出^こ し^こ 子^こ 」^こ 「^{やみ} 闇^{とう} バイト^{いんご} 」^{しよ} 等^{しよ} の^{しよ} 隠^{とくめいせい} 語^{たか} が^{たか} 使^{たか} 用^{たか} さ^{たか} れ^{たか} て^{たか} い^{たか} たり^{たか} 、^{たか} 匿^{たか} 名^{たか} 性^{たか} の^{たか} 高^{たか} い^{たか} ア^{たか} プ^{たか} リ^{たか} ケー^{たか} ショ^{たか} ン^{たか} で^{たか} の^{たか} 連^{れんらく} 絡^{もと} が^{もと} 求^{もと} め^{もと} ら^{もと} れ^{もと} たり^{もと} す^{もと} る^{もと} 場^{ばあい} 合^{はんざい} は^{かか} 犯^{きけんせい} 罪^{だい} に^{だい} 関^{だい} わ^{だい} る^{だい} 危^{だい} 険^{だい} 性^{だい} が^{だい} 大^{だい} です。

^よ 世^{なか} の^{なか} 中^う に^ま は^{はなし} そ^{あや} ん^{まよ} な^{まよ} 上^{まよ} 手^{まよ} い^{まよ} 話^{まよ} は^{まよ} あ^{まよ} り^{まよ} ま^{まよ} せ^{まよ} ン^{まよ} 。^{まよ} 怪^{まよ} し^{まよ} い^{まよ} か^{まよ} も^{まよ} し^{まよ} れ^{まよ} ない^{まよ} 、^{まよ} と^{まよ} 迷^{まよ} っ^{まよ} た^{まよ} ら^{まよ} 、^{まよ} 「必^{ひつよう} 要^{かね} な^た お^た 金^た が^た 貯^{いっかい} ま^{だいじょうぶ} る^{ひとり} ま^{はんだん} だ^{はんだん} まで^{はんだん} 」^{はんだん} 「一^{はんだん} 回^{はんだん} だ^{はんだん} け^{はんだん} なら^{はんだん} 大^{はんだん} 丈^{はんだん} 夫^{はんだん} 」^{はんだん} な^{はんだん} ど^{はんだん} と^{はんだん} 一^{はんだん} 人^{はんだん} で^{はんだん} 判^{はんだん} 断^{はんだん} せ^{はんだん} ず^{はんだん} に^{はんだん} 家^{かぞく} 族^{とうしゅうい} 等^{ひと} 周^{けいさつ} 囲^{そうだん} の^{そうだん} 人^{そうだん} や^{そうだん} 警^{そうだん} 察^{そうだん} に^{そうだん} 相^{そうだん} 談^{そうだん} し^{そうだん} ま^{そうだん} しょ^{そうだん} う。

^{しゅってん} 出^{けいさつちょう} 典^{やみ} 警^{はんざいじっこうしゃ} 察^{ぼしゅう} 庁^{ぼっすい} ホ^{ぼっすい} ー^{ぼっすい} ム^{ぼっすい} ペ^{ぼっすい} ー^{ぼっすい} ジ^{ぼっすい} 『^{ぼっすい} 「闇^{ぼっすい} バイト^{ぼっすい} 」^{ぼっすい} は^{ぼっすい} 犯^{ぼっすい} 罪^{ぼっすい} 実^{ぼっすい} 行^{ぼっすい} 者^{ぼっすい} の^{ぼっすい} 募^{ぼっすい} 集^{ぼっすい} です』^{ぼっすい} より^{ぼっすい} 抜^{ぼっすい} 粋^{ぼっすい}

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/hanzaishaboshu.html>

**そうだんまどぐち
相談窓口**

^{けいさつ} 警^{けいさつ} 察^{けいさつ} 相^{けいさつ} 談^{けいさつ} ^{ダイ} ヤ^{ダイ} ル^{ダイ} # **9 1 1 0** ^{また} 又^{ちか} は^{けいさつ} お^{けいさつ} 近^{けいさつ} く^{けいさつ} の^{けいさつ} 警^{けいさつ} 察^{けいさつ} 署^{けいさつ}



Step
6

 おとな
大人になる②

これまで、「大人」と「子ども」との違いや、「大人」になることで、どのような変化があるのかを、主にルールや法律の面から考えてきました。

最後に、これまで考えてきたことを踏まえて、これから、非行・犯罪をしないために、どのような生活をしていけばいいのか、そして、あなたがこれから大人としてどのように生きていくのか、考えていきましょう。

 たんげん
この単元のポイント

- このワークブックで学んだことを振り返る。
- 謝罪や賠償、出院後、非行・犯罪をしないための生活について考える。
- どんな「大人」になりたいかを具体的に考える。

 まな
1 このワークブックで学んだこと

 おとな こ ちが
(1) 大人と子どもの違いについて

Work 民法上、満18歳で成年になります。成年になるとどのようなことが変わるでしょうか。

さい 18歳からできること	さい 18歳からできなくなること
○	×

せいねん
成年になるということは、
なくなるといことです。

う
を受けることが

ひこう はんざい
(2) 非行・犯罪について




おとな こ ひこう はんざい ばあい とりあつか ちが
Work 大人と子どもでは、非行・犯罪をした場合の取扱いはどのように違っている
のでしょうか。

しょうねんぽう 少年法	けいしそしょうぽう 刑事訴訟法
しょうねん もくてき ・少年の_____が目的。 しょうぶん ・処分は_____。 しんぱん ・審判は_____。	てきよう ・_____を_____に適用。 しょうぶん ・処分は_____。 さいぱん ・裁判は_____。




たにん そんがい あた ひと そんがい ばいしょう せきにな たと
Work 他人に損害を与えた人には、その損害を賠償する責任があります。例えば
こうつうじこ あいて とき そんがい ばいしょう かんが
交通事故で相手がけがをした時には、どのような損害と賠償が考えられるで
しょうか。

かんが そんがい
考えられる損害

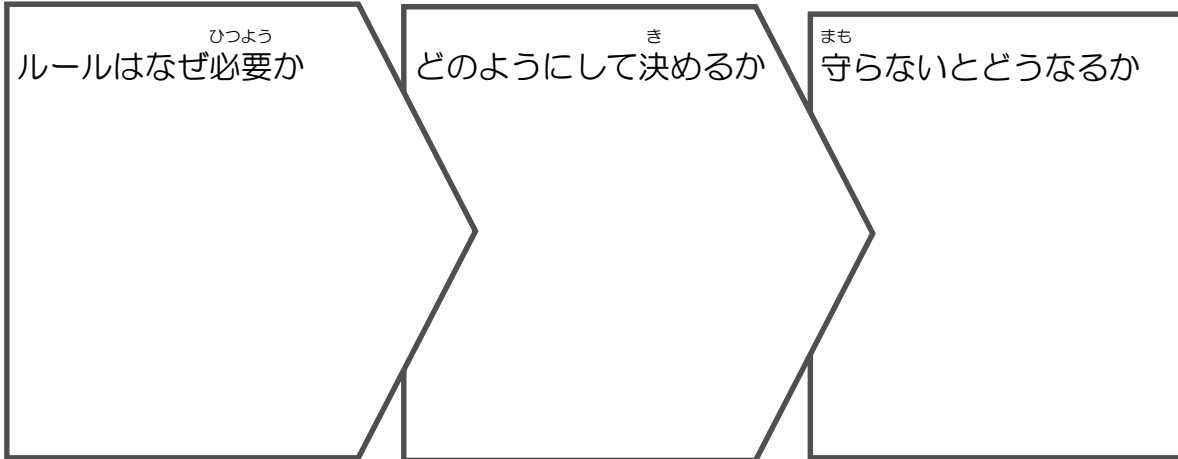


そんがい ばいしょう
損害への賠償



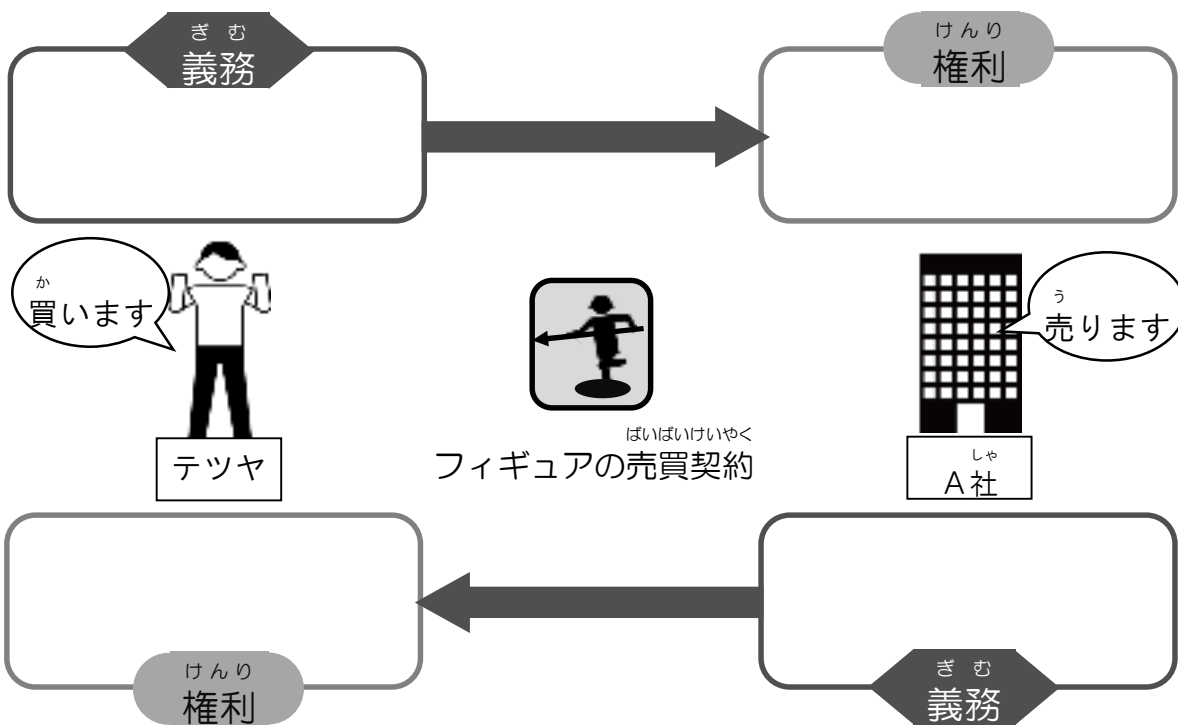
(3) ルールについて

Work ルールは、なぜ必要で、どのように決めれば良いのでしょうか。



(4) 法律について

Work ① 売買契約について、売り手と買い手の権利と義務を整理してみましょう。





② 買い手も盗品であることを知った上での売買だった時は、この契約はどうなるのでしょうか。

とうひん ばいばいけいやく ばあい
盗品の売買契約の場合



③ 売買がアポイントメントセールスや訪問販売だった場合で、後から返品したい時にはどうすれば良いのでしょうか。

ほうもんはんばいとう ばあい へんびん
訪問販売等の場合の返品

けいやく
(5) 契約トラブルについて



契約トラブルに巻き込まれないために注意すべき点を5つ書き出してみましよう。

①

②

③


④

⑤

しょうひしゃ ばんごう ばん おぼ
★消費者ホットラインの番号は、188番（いやや）で覚えておきましょう。



ひこう せきにん
2 非行の責任

 **Work** あなたには、^{じぶん}自分がした^{ひこう}非行について、どのような^{せきにん}責任があると思いますか。これまで^{かんが}考えてきたことを^ふ踏まえ、^{せきにん}責任について^{せいり}整理してみましよう。

ひがいしゃ たい
被害者に対して

じぶん たい
自分に対して

かぞくとう みちか ひと たい
家族等の身近な人に対して

しゃかい
社会に対して

た
その他

しゃざい そんがいばいしょう


3 謝罪と損害賠償



Work たんげん まな そんがいばいしょうせきにん ふ いま ひこう ひがいしゃ
 単元2で学んだ損害賠償責任を踏まえ、今までの非行の被害者をはじめ、
 めいわく か ひと たい しゃざい そんがいばいしょう ほうほう かんが
 これまで迷惑を掛けてきた人たちに対し、謝罪と損害賠償の方法を考えて
 みましょう。

だれ 誰に	いつ	なに 何を	どのようにして

4 出院後に気を付けること

Work  これまでに考えたこと、学んだことを踏まえ、これから大人として生活していく中で、二度と非行・犯罪をしないために、そして、あなた自身が犯罪やトラブルに巻き込まれないために、どのようなことに気を付けていきますか。

気を付けていくこと



5 「大人」としてのあなた

ここまで、このワークで ^{かんが} 考えてきたこと、^{まな} 学んできたことと、それらを ^ふ 踏まえた ^{ひこう} 非行と ^{せきにん} 責任について ^ふ 振り返ってきました。

最後に、2 ページで ^と 取り組んだ ^く 最初のワークを ^{さいしょ} 振り返ってください。そこには、このワークを ^{はじ} 始めた時に ^{とき} 考えていた、「大人」になることへのあなたの ^{かんが} 期待や ^{ふあん} 不安が ^か 書かれています。これまで ^{かんが} 考えてきたこと、^{まな} 学んできたことは、あなたの ^{かんが} 期待や ^{ふあん} 不安に、^{こた} 答えや ^{あた} ヒントを ^あ 与えてくれたでしょうか。このワークを ^{つう} 通じて ^{おとな} 「大人」になることを ^{かんが} 考えてきて、^{いま} 今、あなたの ^{めざ} 目指す ^{おとな} 「大人」として ^{すがた} の ^{すがた} 姿は、どのようなものになっているでしょうか。

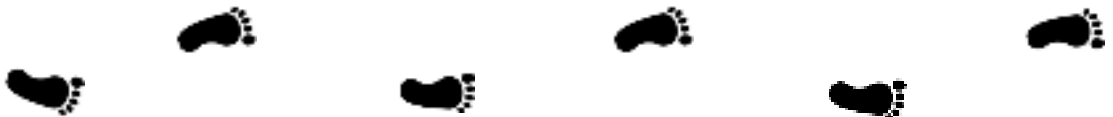
これまでに ^{かんが} 考えたこと、^{まな} 学んだことを ^ふ 踏まえ、^{あらた} 改めて ^{かんが} 考えてみてください。



^{おとな} あなたは、どんな「大人」になりたいですか。そして、「大人」として、^{こうどう} どのような行動をしていきますか。

^{おとな} あなたのなりたい「大人」

おとな
あなたがなりたい「大人」としてしていく、
ぐたいてき こうどう
具体的な行動





みんぽう

民法

だい じょう せいねん

第4条 (成年)

ねんれい さい せいねん

年齢 **18歳**をもって、**成年**とする。

だい じょう みせいねんしゃ ほうりつこうい

第5条 (未成年者の法律行為)

みせいねんしゃ ほうりつこうい ほうていだいりにん どうい え

未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければなら

ない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

ぜんこう きてい はん ほうりつこうい と け

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

だい こう きてい ほうていだいりにん もくてき さだ しょぶん ゆる さい

3 第1項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財

さん もくてき はんいなし みせいねんしゃ じゆう しょぶん

産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる

もくてき さだ しょぶん ゆる さいさん しょぶん どうよう

る。目的を定めなくて処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

みんぽう じぶん いし ひょうじ けんり ぎむ いし したが へんか

民法では、自分の意思を表示して、権利や義務をその意思に従って変化させ

ほうりつこうい たと ばいばいけいやく か

ようとすることを**法律行為**といいます。例えば、売買契約は「買いたい。」とい

いしひょうじ かね しはらいぎむ しょうひん う と けんり はっせい だいひょうてき

う意思表示によって、お金の支払義務や商品を受け取る権利が発生する代表的

ほうりつこうい ひと みせいねんしゃ はじ はんだんのうりよく とりひきけいけん

な法律行為の一つです。しかし、未成年者を始めとして、判断能力や取引経験

ふじゆうぶん もの あやま ほうりつこうい おこな う

が不十分である者については、誤って法律行為を行ってしまうことがあり得る

ほ ご あた もくてき ほうりつこうい おこな のうりよく

ことから、保護を与えることを目的として、この法律行為を行う能力である

こういのうりよく せいげん さだ みんぽう ほ ご ひつよう

行為能力を制限することが定められています。民法では、こうした保護を必要と

もの せいげんこういのうりよくしゃ みせいねんしゃ せいねんひこうけんじん ひほさにん ひほじよにん

する者を**制限行為能力者**といい、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人

るいけい さだ

という4つの類型が定められています。

みせいねんしゃ ふぼ しんけん ふく ふぼ こ だいいけん も しんけん
 未成年者は、父母の**親権**に服し、父母はその子の**代理権**を持ちます。この親権
 も ふぼ しんけんしゃ しんけんしゃ ほうりつ さだ だいいけん も もの
 を持つ父母を**親権者**といい、親権者のように法律の定めによって代理権を持つ者
 ほうていだいにん
 を**法定代理人**といいます。

ほうていだいにん ふぼ こ か こ めいぎにん けいやく むす
 法定代理人である父母は、子どもに代わって、子どもを名義人とした契約を結
 ぶことができます。また、子どもが父母の同意なく法律行為（契約等）を行っ
 こ ふぼ どうい ほうりつこうい けいやくとう おこな
 た時、**子ども自身**だけでなく、**父母もこれを取り消すことができます。**

ばあい と け けいやく はじ むこう
 この場合、取り消された契約は、**初めから無効だったものとみなされます。**

しょうねんほごじけん けいじじけん
少年保護事件と刑事事件 →Step2-2 (p17)

しょうねんしんぱん けいじさいばん
(1) 少年審判と刑事裁判

	しょうねんしんぱん 少年審判	けいじさいばん 刑事裁判
こうかい ひこうかい 公開か非公開か	ひこうかい 非公開	こうかい 公開
もくてき 目的	しょうねん けんぜんいくせい ほごしょぶん 少年の健全育成と保護処分	しんそうきゅうめい けいばつほうれい てきせい 真相究明と刑罰法令の適正運用
さいばんしょ いっしん 裁判所（一審）	かていさいばんしょ 家庭裁判所	ちほうさいばんしょ 地方裁判所
かんけいしゃ 関係者	さいばんかん つきそいにん かていさいばんしょ 裁判官、付添人、家庭裁判所 ちょうさかん しょきかん しょうねん かんべつ 調査官、書記官、少年鑑別 しょ ほごしゃ しょうねんどう 所、保護者、少年等	さいばんかん しょきかん けんさつかん 裁判官、書記官、検察官、 べんごにん ひこくにんどう 弁護士、被告人等
すす かた 進め方	かていさいばんしょ ちょうさけつか もと 家庭裁判所による調査結果に基 しんぱん しょつけんしゆぎ づく審判（職権主義）	けんさつかん べんごにん たいしんこう 検察官と弁護士による対審構 ぞう とうじしゃしゆぎ 造（当事者主義）
じじつ 事実があった ばあい しょうぶんどう 場合の処分等	ほごしょぶん ほごかんさつ しょうねんいん 保護処分（保護観察、少年院 そうちとう けんさつかんそうち 送致等）、検察官送致	ゆうざいはんけつ けい しゆるい きかん 有罪判決（刑の種類・期間、 しっこうゆうよ う むとう 執行猶予の有無等）

けいじさいばん しょうねん ばあい こと こうかい ほうてい おこな だれ ぼうちよう
 刑事裁判は、少年の場合と異なり、**公開の法廷**で行われ、**誰でも傍聴**するこ

とができます。これは裁判が公正・中立に行われているかを国民が監視できるようにするためのものです。一方、少年審判は全て非公開となっています。これは、人格的に未成熟で傷つきやすい少年の情操を保護するとともに少年の更生と社会復帰を円滑に進めるためのものです。

また、保護処分等の決定に際しては、非行事実の存在だけでなく、日常生活態度、非行についての考え方、将来の生活・行動についての考え、家族や学校等の更生に役立つ環境の有無等（こうしたことをまとめて「要保護性」といいます。）についても考慮されます。

一方、刑事裁判では、主として犯罪事実の存否について争われ、有罪の場合には、その犯罪事実にあつさわしい刑が選択されます。

（2）少年法と刑事訴訟法

少年法

第1条（この法律の目的）

この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。

刑事訴訟法

第1条（この法律の目的）

この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。

少年法では「健全な育成」を期すために、性格の矯正及び環境の調整に関

ほごしょぶん おこな もくてき
 する保護処分を行うことが目的とされています。

いっぽう けいじしょうほう こうきょう ふくし いじ きほんてきじんけん ほしょう かくほ
 一方、刑事訴訟法では「公共の福祉の維持」と「基本的人権の保障」を確保し
 ながら、「事案の真相を明らかに」して、「刑罰法令を適正に適用」することが
 もくてき
 目的とされています。

わ しょうねん たい つうじょう けいばつほうれい てきょう
 ここから分かることとして、少年に対しては、通常の刑罰法令を適用するよ
 けんぜんいくせい もくてき しょぶん ほごしょぶん おこな ゆうせん かんが
 りも健全育成を目的とした処分（保護処分）を行うことを優先しようという考
 かと
 え方になっているということです。

しょうねん じゅうぶん せいじゆく せいちょうはったつとじょう かそせい
 少年はまだ十分に成熟しておらず、成長発達途上にあつて可塑性※のある
 ほんざい せいじん おな けいばつ あた しゃかいじん
 存在とされているため、成人と同じように刑罰を与えるのではなく、社会人にな
 せいちょうはったつ うなが さいひこう ふせ かんが もと
 るための成長発達を促すことで、再非行を防ごうという考えに基づいていま
 す。

いっぽう さいいじょう ばあい せいしんてき しんたいてき はったつ じゅう しゃかいさんか
 一方、20歳以上の場合は、精神的にも身体的にも発達して、自由に社会参加
 ほんざい じぶん せきじん しゃかいじん き
 ができる存在となりますから、自分の責任において、社会人として決められた
 ほうりつ したが もと はん ばあい ほうりつ さだ けいばつ
 ルール・法律に従うことが求められ、これに反した場合は法律に定められた刑罰
 う
 を受けます。

かそせい ぶつたい ちから くわ かたち か とし ちから と のぞ へんけい
 ※可塑性とは、物体に力を加えて形を変えた時、力を取り除いても変形がその
 せいしつ い にんげん よ ほう か かのうせい
 ままになる性質を言い、そこから（人間として良い方に）変わっていく可能性が
 い み つか
 あるという意味で使われています。

そんがいばいしょうせきん
深堀り 損害賠償責任 →Step2-3 (p18)

ひがいしゃ たい そんがいばいしょう みるぼう さだ
 被害者に対する損害賠償については民法に定められています。

みるぼう
民法
 だい じょう ふほうこうい そんがいばいしょう
第709条（不法行為による損害賠償）
 こ いまた かしつ たにん けんりまた ほうりつじょう ほご りえき しんがい もの
故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者
 しょう そんがい ばいしょう せきん お
は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。



故意又は過失によって他人に損害を与える行為の代表が犯罪行為です。犯罪を行った者は、被害者に対して、被害の内容に応じた損害賠償を行う責任があります。

してきじち げんそく
 深堀り 私的自治の原則 →Step4-2 (p39)

民法

第95条 (錯誤)

意思表示は、次に掲げる**錯誤**に基づくものであって、その**錯誤**が**法律行為**の**目的**及び取引上の社会通念に照らして**重要**なものであるときは、取り消すことができる。

- 一 意思表示に対応する**意思**を欠く**錯誤**
- 二 表意者が法律行為の**基礎**とした事情についてのその**認識**が**真実**に反する**錯誤**
- 2 前項第2号の規定による**意思表示**の**取消**しは、その事情が**法律行為**の**基礎**とされていることが**表示**されていたときに限り、することができる。
- 3 **錯誤**が表意者の**重大な過失**によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第1項の規定による**意思表示**の**取消**しをすることができない。
- 一 相手方が表意者に**錯誤**があることを知り、又は**重大な過失**によって知らなかったとき
 (以下省略)

世の中一般の人と人との間の法律関係 (**私法上の法律関係**といいます。) については、**民法**という法律で定められています。

民法では、例えば契約の申込み等の**意思表示**があった時、それが勘違い (**錯誤**)

といます。)にもと基づくものであって、かつ、その勘違いが**契約の目的**に照らし
じゅうようて重要なものである時は、取り消すことができることとされています。

ただし、勘違いが買手の**重大な過失**によるものであった時には、原則として
と取り消すことができない、ともされています。

しかし、こうした法律関係にもかかわらず、間違いに気付いた買手が、売り
て手側に連絡して、「勘違いして購入してしまいました。返品するので、お金を返
れんらくしてもらえますか。」と連絡し、売り手側が「わかりました。返品してくれたら
だいきん代金もお返しします。」と答えた時には、お金を返してもらえることになりま
 す。

人は誰でもお互いの意思で自由に物を売ったり買ったりすることができ、ま
たた、お互いの同意があれば、これを取り消すこともできます。これを「**私的自治
 の原則**」（又は「**契約自由の原則**」）と言います。


 かしつ
過失

→Step4-2 (p40)

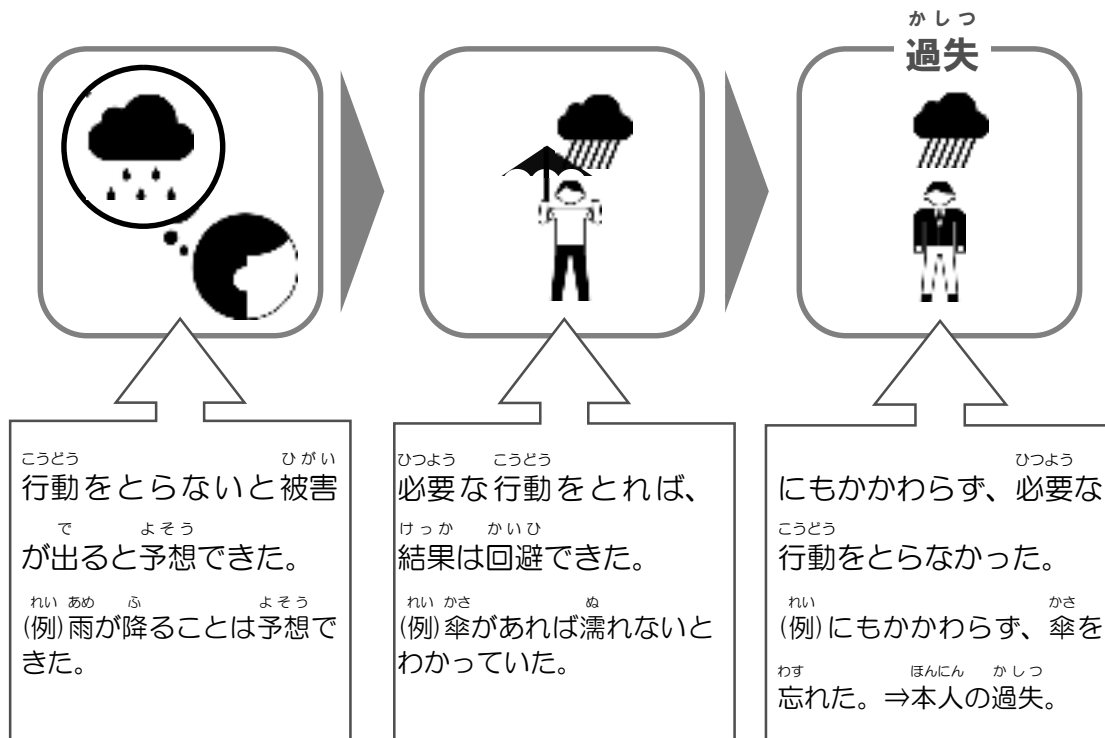
 かしつ
 「過失」とは、

- ① 自分が必要な行動をとらなければ被害が発生すると予想でき、

かつ、

- ② 自分が必要な行動をとっていればその結果を回避することができたにもかかわらず、必要な行動をとらなかった

ことをいいます。



クレジット契約

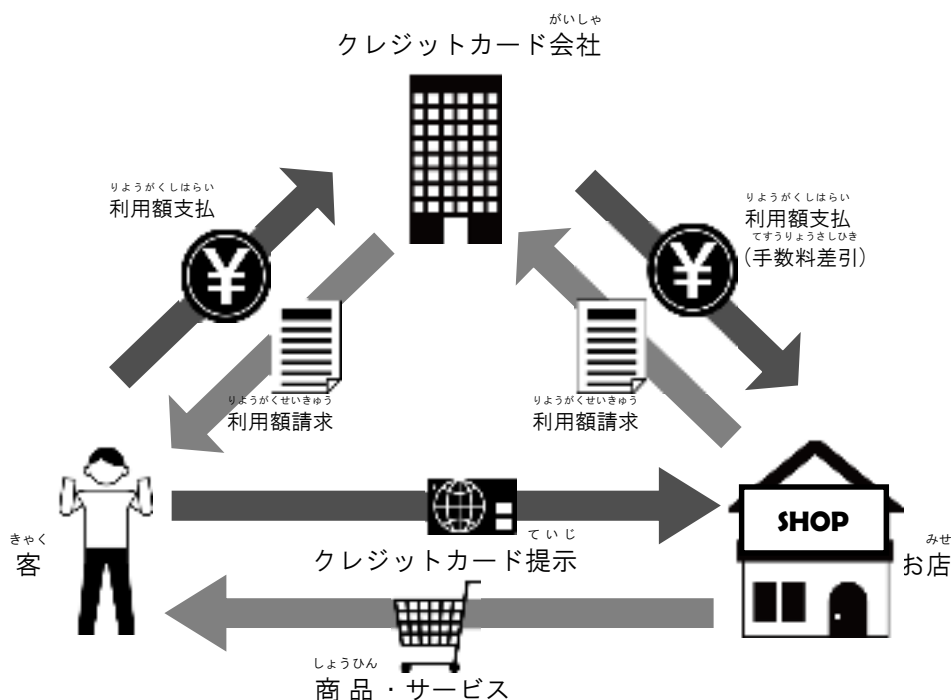
→Step5-2(4) (p51)

クレジットカードを持っていると、お店で客として買物をする時、現金を支払う代わりに、クレジットカードを提示することで商品を買ったりサービスを受けたりすることができます。ここでは、このクレジット契約の仕組みについて説明します。

★現金を使った契約



★クレジット契約




上の図は、現金を使った契約とクレジット契約とを、それぞれモデルで示したものです。

クレジット契約の流れは次のとおりです。




- ① 客はクレジットカードを提示してお店から商品やサービスを受ける。
- ② お店は客に商品やサービスを提供し、クレジットカード会社にその代金を請求する。
- ③ クレジットカード会社は、客がお店から買った商品や受けたサービスの利用額をお店に支払う。
- ④ クレジットカード会社は、客がお店から買った商品や受けたサービスの利用額を1か月ごとにまとめて客に請求する。
- ⑤ 客は、請求を受けて、クレジットカード会社に利用額を支払う。
- また、客は、①で買物をする時に申し出たり、後からクレジットカード会社に申し込むことで、④の請求方法（支払方法）を以下のように選べます。

- ・ 1回払い（一括払い）
- ・ 2回払い
- ・ ボーナス一括払い
- ・ 分割払い（支払回数が3回以上のもの）
- ・ リボルビング払い（リボ払い）

たとえば、以下の商品クレジットカードで購入した場合、支払方法の違いは次の表のようになります。

- (1) 腕時計（15万円）を購入した場合 
- 1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、分割払いの違いは、次の表の

1のとおりです。

- (2) 腕時計（15万円）と財布（5万円）とジャケット（10万円）（合計3点30万円の買物）をリボルビング払いで購入した場合   
- 次の表の2のとおりです。

こうにゅうひん 購入品	しはらいほうほう 支払方法	しはらいぎんがく 支払金額			
		よくげつ 翌月	よくよくげつ 翌々月	よくよくげつ いかう 翌々月以降	つぎ 次の ボーナス時
まんえん 15万円	かいばら 1回払い <small>まんえん かい ばら</small> ※15万円を1回で払う。	<small>まんえん</small> 15万円			
	かいばら 2回払い <small>まんえん かい ばら</small> ※15万円を2回で払う。	<small>まん せんえん</small> 7万5千円	<small>まん せんえん</small> 7万5千円		
	<small>いっかつばら</small> ボーナス一括払い <small>まんえん</small> ※15万円をボーナス時に <small>かい ばら</small> 1回で払う。				<small>まんえん</small> 15万円
	<small>ぶんかつばら</small> 分割払い <small>かいばら ばあい</small> (5回払いの場合) <small>まんえん かい ばら</small> ※15万円を5回で払う。	<small>まんえん</small> 3万円 <small>てすりょう</small> +手数料	<small>まんえん</small> 3万円 <small>てすりょう</small> +手数料	<small>かいまいつき</small> あと3回毎月 <small>まんえん</small> 3万円 <small>てすりょう</small> +手数料	
2 <small>ばんかつばら</small> リボルビング払い <small>ていがくばら まいつき</small> (定額 払いで、毎月 <small>まんえんしはら ばあい</small> 2万円 支払いの場合) <small>まんえん まいつき まんえん</small> ※30万円を毎月2万円ずつ <small>はら</small> 払っていく。	<small>まんえん</small> 2万円 <small>てすりょう</small> +手数料	<small>まんえん</small> 2万円 <small>てすりょう</small> +手数料	<small>まんえん しはら</small> 30万円を支払い <small>お まいつき</small> 終わるまで毎月 <small>まんえん</small> 2万円 <small>てすりょう</small> +手数料	あと 1年と1か月 毎月支払いか…	

ぶんかつばら ばら ほんらい しょうひん きんがく くわ てすりょう しはら
 ※分割払いとリボ払いは、本来の商品の金額に加えて手数料も支払わなくてはなりません！支払いが長期にわたるほど、手数料分の金額がかさみます。

けいやく
 クレジット契約は、このように、①クレジットカード会社に対して、②後から
しはら てん げんきん つか かいもの こと てもと げんきん
 まとめて、支払いをするという点で現金を使った買物と異なります。手元に現金
ようい かいもの べんり けいやく ぎやく かいもの しはら
 を用意しなくても買物ができる便利な契約ですが、逆に、買物をしてから支払
かんりょう かくじつ ぶん かね かくほ けいかくせい かね かんり ちから
 いを完了するまで確実にその分のお金を確保する計画性とお金を管理する力が
ひつよう きがる つか す つか ぶん かね かなら しはら
 必要です。気軽に使い過ぎないように、使った分のお金は必ずクレジット支払い
よう こうざ かくほ とう くふう
 用の口座に確保しておく等の工夫をするようにしましょう。



<p>しめい 氏名</p>	<p>りょう 寮</p>
<p>こんかい ひこう ほんけんひこう つぎ こうもく したが せいり 今回の非行（本件非行）について、次の項目に従って整理してみましょう。</p> <p>こんかい ひこう 1 なぜ今回の非行をしたのでしょうか。</p> <p>さいいじょう ぶんぽうじょうせいねん おとな あつか し 2 18歳以上は民法上成年となり、大人として扱われることを知っていましたか。それでも非行をしてしまったのはなぜだと思いますか。</p> <p>ひがいしゃ しゃざい さんがいばいしょう ばあい 3 被害者への謝罪や損害賠償はしましたか。また、していない場合、これからどうしようと考えていますか。</p> <p>ちやくせつ ひがいしゃいがい めいわく ひと 4 直接の被害者以外に迷惑をかけてしまった人はいますか。また、それはどのような迷惑ですか。</p>	
<p>ていしゆつび 提出日</p>	<p>しよくいん 職員</p>



しめい 氏名	りよう 寮
-----------	----------

じぶん ひこう ふ かえ じぶんじしん そんがいはいしょうせきにかくにかくにかく
自分の非行を振り返り、自分自身の損害賠償責任について確認してみましょう。

せいかく きんがくとう わ そんがい
正確な金額等は分からなくてかまいません。どのような損害があつて、およそどの
きんがく かんが
くらいの金額になるのか考えてください。

わ めんかい てがみ とお かぞく つきそいにんとう かくにかくにかく
もし分からなければ、面会や手紙などを通して家族や付添人等に確認することも
できます。

ちやくせつそんがい あた きんびん 直接損害を与えた金品	
ひがいしゃ ほんらい え 被害者にとって本来得 りえき られるはずだった利益	
ひがいしゃ せいしんてきくつう 被害者の精神的苦痛に たい いしやりよう 対する慰謝料	
ちえんそんがいきん じょうき 遅延損害金（上記3つ きんがく ごうけい ねんり の金額の合計の年利3 おく きかん さん %を遅れた期間で算 しゆつ 出）	

ていしゆつび 提出日	しよくいん 職員
---------------	-------------